

第 1 8 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 1 8 年 3 月 8 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 平成18年 3月 8日 午後 1時00分開議
午後 5時07分散会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（60人）

委員長	川端一義	副委員長	濱田栄子
委員	山本留義	委員	白井二郎
"	村中徹也	"	堺孝悦
"	川下八十美	"	菊池一郎
"	新谷功	"	高田正俊
"	村川壽司	"	東健而
"	澤藤一雄	"	石田勝弘
"	富岡幸夫	"	杉浦守彦
"	柴田峯生	"	杉浦洋
"	久保田昌司	"	横垣成年
"	工藤孝夫	"	大澤敬作
"	松野裕而	"	東谷良久
"	東谷正司	"	佐々木隆徳
"	立石政男	"	竹本強
"	千船司	"	坂井一利
"	福永忠雄	"	板井磯美
"	飛内賢司	"	赤松功
"	田澤光雄	"	徳誠
"	佐々木肇	"	鎌田ちよ子
"	菊池広志	"	野呂泰喜
"	千賀武由	"	目時睦男
"	田高利美	"	澤田博文
"	菊池清	"	柏谷均
"	工藤清四郎	"	服部清三郎
"	杉本清記	"	慶長徳造
"	佐藤司	"	牛滝春夫
"	本間千佳子	"	半田義秋

” 坪 田 智 十 司
” 中 村 正 志
” 川 端 澄 男

” 齊 藤 孝 昭
” 富 岡 修
” 宮 下 順 一 郎

○欠席委員（3人）

委 員 小 林 正 委 員 工 藤 直 義
” 池 田 正 利

○説明のため出席した者

助 役	田 頭 肇
収 入 役	田 中 實
教 育 長	牧 野 正 藏
公 営 企 業 管 理 者	杉 山 重 一
総 務 部 長	齋 藤 純
総 務 部 税 務 調 整 監	佐 藤 忠 美
企 画 部 長	渡 邊 悟
民 生 部 長	高 橋 勉
保 健 福 祉 部 長	名 久 井 耕 一
経 済 部 長	森 正 剛
建 設 部 長	藤 井 幸 男
教 育 部 長	宮 下 孝 信
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	新 谷 加 水
総 務 部 副 理 事 ・ 総 務 課 長	佐 藤 節 雄
企 画 部 次 長	工 藤 武 勝
企 画 部 副 理 事 ・ 男 女 共 同 参 画 室 長	吉 田 浩 一
企 画 部 副 理 事 ・ 広 報 広 聴 課 長	成 田 豊
企 画 部 財 政 調 整 監	近 原 芳 栄
民 生 部 副 理 事 ・ 環 境 対 策 課 長	草 野 俊 正
民 生 部 副 理 事 ・ 国 保 年 金 課 長	阿 部 昇
保 健 福 祉 部 次 長	木 村 重 男
保 健 福 祉 部 副 理 事 ・ 介 護 福 祉 課 長	上 野 昭 夫
保 健 福 祉 部 副 理 事 ・ 生 活 福 祉 課 長	佐 々 木 順
保 健 福 祉 部 副 理 事 ・ 児 童 家 庭 課 長	岩 館 信 隆
経 済 部 副 理 事 ・ 農 林 畜 産 課 長	二 本 柳 稔
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 芦 清 重

農業委員会事務局長	西 山 肇
公営企業局副理事・総務課長	石 田 武 男
企画部企画課長	奥 島 慎 一
企画部中間貯蔵施設対策課長	伊 藤 道 郎
企画部財政課長	下 山 益 雄
民生部廃棄物対策課長	松 尾 秀 一
保健福祉部健康推進課長	吉 田 市 夫
建設部下水道課長	鈴 木 克 郎
監査委員事務局次長	久 保 恒 夫
川内庁舎所長	佐 藤 吉 男
大畑庁舎所長	中 嶋 康 夫
脇野沢庁舎所長	千 船 藤 四 郎
脇野沢庁舎教育委員会教育課長	山 崎 秀 春
総務部総務課長補佐	濱 田 賢 一

○事務局出席者

事務局長	藤 田 修	次 長	小 島 昭 夫
主 幹	柳 田 諭	庶務係長	古 川 俊 子
庶務係主任	濱 村 勝 義	調査係主任	青 山 諭
庶務係主任	赤 石 奈穂子	議事係主任	葛 西 信 弘

(午後 1時00分 開議)

○委員長(川端一義) ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は59人で定足数に達しております。ただちに本日の会議を開きます。

これより当委員会に付託されました議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算から議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算までの各会計予算について審査いたしますので、よろしく願いいたします。

審査は、お手元に配布してあります予算審査特別委員会審査予定表の順に従いまして進めてまいります。また、参考までに説明の順序を記載してあります、平成18年度予算説明及び説明員をお手元に配布しております。

審査の日程は本日と明日及び14日を予定しておりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

なお、審査の方法についてであります、一般会計予算につきましては、議事の整理上、まず歳出の各款ごとに順次概要説明を受け審査し、歳入については一括審査いたします。

また、そのほかの予算につきましては、各議案ごとに一括説明を受け、審査してまいりますので、ご了承願います。

説明員につきましては、審査の状況によりまして、課長等の出席も認めたいと思っておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。委員の皆様をお願いではありますが、質疑される場合は、議席番号をお知らせいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算を議題といたします。

第1款議会費であります、説明、質疑を省略いたします。

次は、第2款総務費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 第2款総務費の1項総務管理費のうち、総務部が所管する目についてご説明いたします。

26ページをごらんいただきたいと思います。1目一般管理費についてご説明いたします。この一般管理費は、秘書業務に関する経費、三役及び一般職員の給与並びに下北地域広域行政事務組合に対する負担金が主なものとなっております。

次は27ページ、ごらんいただきたいと思います。6目文書管理費についてご説明いたします。この文書管理費は、文書受付業務全般にわたる経費でありまして、郵便料、コピー機等の借上料が主なものとなっております。また、総務課が所管しております固定資産評価審査委員会及び情報公開審査会

に係る経費を計上してございます。

次に、7目人事管理費についてご説明いたします。この人事管理費は、職員の健康管理や研修等に要する経費でありまして、賃金には主に産休、育児休業、病休等の代替分を計上してございます。また、総務課が所管しております産業医及び特別職等審議会に係る経費を計上してございます。

次に、28ページをごらんいただきたいと思っております。9目財産管理費についてご説明いたします。この財産管理費は、建物や公用自動車等の保険料が主なものとなっております。

次に、10目契約管理費についてご説明いたします。この契約管理費は、契約事務に係る経費でありまして、入札執行につきましては、その事務の効率化を図るため、工事等の入札や物品購入等も総務課管財課が一元的に業務を行ってございます。

次に、11目工事検査費についてご説明いたします。この工事検査費は、先ほど申し上げました入札執行事務と同様に事務の効率化を図るため、工事等の完成後の検査につきましては、3人の工事検査監が検査業務の公正、透明性とその一元化を図っております。

次に、29ページをごらんいただきたいと思っております。12目会計管理費についてご説明いたします。この会計管理費は、出納事務に要する経費を計上してございます。

次に、13目庁舎管理費についてご説明いたします。この庁舎管理費は、本庁舎、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎の維持管理に要する経費を計上してございます。このうち工事請負費及び備品購入費につきましては、議場の改修に要するものであります。

次に、14目車両管理費についてご説明いたします。公用自動車の運行管理につきましては、総務課管財課が事務の効率化を図るため一元管理をしてございます。この車両の維持管理に要する経費を計上してございます。このうち備品購入費につきましては、庁舎間の連絡車両として、平成18年度は8台ほどの購入を考えてございます。

次に、30ページをごらんいただきたいと思っております。12目経営改善費についてご説明いたします。この経営改善費は、行革あるいは事務改善に要する経費を計上してございます。

次に、18目情報管理費についてご説明いたします。この情報管理費は、むつ市情報センターの維持管理に要する経費であります。

次に、32ページをごらんいただきたいと思っております。24目庁舎建設費についてご説明いたします。脇野沢庁舎の建設に係るものでありまして、河川改修

移転補償により実施するものであります。

以上が第2款総務費、1項総務管理費に係る総務部が所管している目の説明でございます。

次に、第2款の総務費の2項徴税費についてご説明いたします。32ページでございます。1目税務総務費についてご説明いたします。この税務総務費は、税の賦課事務等に要する経費でございます。

33ページをごらんいただきたいと思っております。2目市税等徴収費についてご説明申し上げます。この市税等徴収費は、税の前納報奨金、市税還付金、納税貯蓄組合等に関する補助金等に要する経費を計上してございます。

以上が第2款総務費、第2項徴税費に関する説明でございます。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、続きまして第2款総務費のうち1項総務管理費、2目企画費から5項統計調査費まで、企画部に関する部分について、その概略をご説明いたしたいと存じます。

まず、予算書26ページでございますが、第2款総務費、1項総務管理費、2目の企画費でございますが、予算額は4,698万9,000円で、最も額の大きいものが負担金補助及び交付金の2,209万1,000円です。これは、下北総合開発期成同盟会、下北半島振興促進連絡協議会を初め地域振興にかかわる各種団体等に対する負担金で占められております。また、この中には生活交通路線の維持にかかわるバス運行対策費補助金及び旧脇野沢で補助しておりました下北汽船への航路運航維持事業補助金及び航路特別対策費補助金が含まれております。また、繰出金として1,714万6,000円が公共用地取得事業特別会計へ繰り出しとなっております。

次に、同じく26ページの3目調整費でございますが、これは128万2,000円、原子力安全監視委員会、電源立地地域対策交付金事務、それから自衛隊関連の事務及びITER関連の経費でございます。

次に、27ページをお開きください。4目原子力関連施設対策費でございます。これは、2,200万2,000円で、主に中間貯蔵施設に関する事務経費、研修費等でございます。特に旅費が911万2,000円、そして使用料及び賃借料が447万4,000円と、これは大きな額でございますが、これには研修視察のためのバス借上料も含んでいるため、そのような額となっております。この研修視察は、一般市民を対象としたもので、具体的には東海第二原子力発電所、六ヶ所サイクル施設の視察を予定しております。あと委託料の500万円ですが、これはエネルギー等に関する講演会開催のための経費でありまして、日本原子力文化振興財団へ委託し、実施するものであります。

次に、同じく27ページの5目原子力広報安全対策費であります。これは合計1,740万1,000円で、同様に原子力発電所の見学会や職員の専門研修、また情報収集及び整理のための経費等を計上しております。その他パンフレット作成費、モニタリング通信の折り込み料や関連事務費等であります。

次に、28ページ、8目財政管理費でございますが、合併に伴いまして、起債管理を効率的に行うための起債管理システム整備に要する経費を計上しております。財政管理につきましては、特に事業費というものはございませんので、すべて日々の財政運営にかかわる事務経費及び予算書の作成や起債管理システムの保守にかかわる経費ということになります。

次に、30ページをお開きいただきたいと思っております。30ページの15目広報費でございますが、4,577万4,000円、この主なる広報事業として、市政だよりがございますが、この発行費と、それからエフエムアジュール放送へ委託しての広報事業があります。まず、市政だよりにつきましては、発行部数が約2万5,000部で、月2回の印刷費として2,657万5,000円、合併前は1万8,000部でしたので、約7,000部ふえたということになります。また、エフエムアジュールの方ですが、このコミュニティ放送局への放送業務委託料として年840万円を支出しております。ほかに放送施設にかかわる維持管理経費として、電信電話柱添架料、放送施設建物使用料、電力柱共架料など、計991万1,000円を計上しております。

続きまして、30ページの16目コミュニティ推進費でございますが、1,611万8,000円、これは町内会の集会所の補修費及び神楽会、子ども会、芸能保存会など市内6団体に対しての助成金でありまして、自治総合センターからのコミュニティ助成事業に基づくものであります。

次に、同じく19目行政連絡費であります。これは、市内173行政区に委嘱しております行政連絡員に対する報酬、費用弁償、会議費ほか関係事務費等であります。

続きまして、31ページの20目コミュニティセンター管理費であります。1,838万6,000円、これは各地区にございますコミュニティセンターの維持管理費として838万6,000円、また脇野沢地区コミュニティセンター6館の補修費として1,000万円を計上しております。

次に、21目の市民相談費であります。111万9,000円。これは、法律相談、交通事故相談、人権相談、行政相談など各種相談業務にかかわる経費であります。

次に、22目の諸費でございますが、283万4,000円で、これは自衛隊新入隊予定者の激励会にかかわる経費、自衛隊、自衛官募集事務に関する経費及び

委託料といたしまして、蛸崎簡易郵便局委託事業費264万円を計上しております。

次に、31ページでございますが、23目の男女共同参画推進費で、総額で100万円であります。内容的には、男女共同参画推進懇話会、男女共同参画オープンカレッジ開催費、女性模擬議会開催費及びその他関連事務費となっております。

次に32ページ、総務費の中の総務管理費、25目財政調整基金費から29目公共施設整備基金費までは、今年度生じます利子をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

次に35ページ、第2款総務費、5項1目統計調査総務費であります。これは、各種統計事務全般にかかわる事務経費及び研修費等でございます。また、新年度につきましては、脇野沢村史刊行に要する経費を計上しております。

次に、同じく35ページ、2目諸統計調査費であります。事業所、企業統計調査、工業統計調査、商業統計調査などに関する経費及び各統計調査にかかわる報酬並びに事務費を計上しております。

次の国勢調査費は終了いたしましたので、廃目となります。

以上、ご説明といたします。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、予算説明書の33ページをごらんいただきたいと思っております。第2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費についてご説明を申し上げます。

この科目は、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務、外国人登録事務等いわゆる窓口事務の処理に要する経費であります。前年度と比較いたしまして、2億2,196万6,000円と大幅な増となっております。この増となりました主な理由は、戸籍の電算化を行うための戸籍総合システム導入事業費として1億9,082万5,000円を計上したことによるものであります。この戸籍総合システム導入事業についてであります。現在合併に伴いまして、それぞれの戸籍を旧市町村単位で紙の戸籍簿として管理しております。現在戸籍約3,700戸、それから戸籍及び除籍等改製原戸籍3万5,500戸籍について、今管理しておりますけれども、この紙の戸籍簿をデジタル化して、各庁舎、電算オンライン化処理できるようにいたしたいということでありまして、住民サービスの向上を図ることができると考えております。

以上であります。

○委員長（川端一義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 予算説明書34ページ、4項選挙費をご説明申し上げます。

1目選挙管理委員会費でございますが、これは選挙管理委員会の運営にかかわる経費で、今年度予算額は3,149万8,000円となっております。うち98.3%に当たります3,095万7,000円は、選挙管理委員会委員の方々の報酬及び職員の給与等人件費が占めております。前年比では1,183万2,000円の減額となっておりますが、これは平成18年度に選挙執行の予定がないことから、職員1名の減によるものであります。

続きまして、2目明るい選挙推進費でございますが、これは選挙啓発にかかわる経費で、むつ市明るい選挙推進協議会の委員の方々が選挙啓発にかかわる各種研修会、公開講座等へ参加する際の旅費が主立った経費であります。本年度予算額31万7,000円のうち、96.2%に当たります30万5,000円を占めております。前年比では2万7,000円の減となっておりますが、これは旅費の減額分でございます。

続きまして、3目青森県議会議員選挙費でございますが、これは平成19年4月に執行が予定されております県議会議員選挙の準備等に係る執行経費であります。予算としては、1,117万8,000円計上いたしております。主な経費といたしましては、事前の準備に当たる職員の時間外や臨時職員の賃金、時間外手当等人件費が3,200万7,000円、投票入場券の印刷費や消耗品等の需用費が161万円となっております。その他委託費といたしましては、市内481カ所に設置いたしますポスター掲示場の設置費として628万2,000円計上いたしております。

以上でございますが、平成17年度に執行いたしましたむつ市長選挙並びに執行を予定しておりましたむつ市農業委員会委員選挙費は、廃目となっております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（久保恒夫） 36ページ、監査委員費についてご説明いたします。

本年度予算が5,057万6,000円と、前年度に比較して1,509万3,000円の増加となっておりますが、これは右側説明欄の一番上、給与費、つまり事務局職員に係る給与費でありまして、前年度当初は従前どおり3人で予算計上しておりましたけれども、実質的には合併後の事務量の大幅な増加に対応するため、平成17年4月1日時点から5人体制ということになってございまして、これだけで全体の93.0%を占めていることとなります。

また、説明欄の監査委員費につきましては、監査委員に係る報酬及び費用弁償でございます。事務局費につきましては、文字どおり事務局に係る経費でございます。

以上、簡単でございますけれども、監査委員費の説明とさせていただきます。

○委員長（川端一義） 質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。千賀委員。

○委員（千賀武由） 第2款の総務費について、4点ばかりお願いしたいと思います。

まず、26ページの企画費の中でございますが、バス運行対策補助金がございますが、薬研、奥薬研行きの下北交通のバスの運行が現在往復1日1本しかございません。観光客に大変な不便を来しておりますので、その増便方につきまして、実現に努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目といたしましては、29ページの庁舎管理費でございます。むつ市役所本庁舎の正面玄関付近の駐車場について伺いたいと思います。毎日駐車場が満車と見受けられるのでございますが、私自身も用事があってむつ市役所本庁に来ても、車を置く場所がほとんどない状態でございます。これは、相当職員が置いているようでございますが、来客、職員の駐車のをきちんとしてほしいと思いますので、早急な対策を講じてほしいと思います。

それから、30ページの広報費をお願いします。エフエムアジュールの関係でございますが、このエフエムアジュールにつきましては、再三お願いしているわけでございますが、いまだ旧むつ市以外は聞けない状態でございます。今、国や県、そして地方を問わず情報開示、そして情報公開が原則となっているところでもございます。旧むつ市以外も、安心して聞ける状態であれば、これは不公平でもございます。市民の聞く権利を保障していないところでもございます。早急に放送圏を広げる対処をするようお願い申し上げます。

それから、34ページの明るい選挙推進費でございます。合併前は旧むつ市とか旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村等に明るい選挙推進協議会（明推協）があったわけでございますが、現在はむつ市を除いてほとんどないと同じでございます。活動がされていない状況でございますが、今後この明推協を合併した各むつ地区、大畑地区、川内地区、脇野沢地区を一つにして、どのようにしていく考えなのか、そのお考えを聞きたいと思います。

以上、4点、よろしくお願いたします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 庁舎管理に係る駐車場の件のお尋ねでございます。

今はちょっと冬時期なものですから、職員用あるいは市民用との区別はしてございます。ただ、冬期間ですので、現状がちょっと見えなくなっているかと思えます。職員につきましては、職員の駐車場をそれぞれ配分しておりますので、市民が駐車する場所には職員は駐車しないと思っております。ただ、玄関前のロープは、冬期間は取り外しておりますので、利用される方は、どうしても雪が降りますので、できるだけぬれたくない、そういう感じで市役所の一番手前にとめて用を足している方が多いでございます。また、駐車場を確保しているのですけれども、冬期間はどうしても降雪の関係でなかなか駐車的面積がちょっと狭隘になっていきます。平成17年度もかなり庁舎の周りを整備しまして、20台ほど確保して、その部分については職員が駐車してはいますが、冬になりますと、どうしても軒下の整備なものですから、その分がある面では駐車できなくなっていますので、減ってきているかと思えます。これも職員には、駐車場につきましては、職員の駐車、そこにとめるようにということで周知徹底は図っておりますが、まだ不十分なものがあるかもわかりません。これからも周知徹底を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） まず、バスの問題でございますが、これはバスの対策の協議会がございますので、ここで検討したいと思えます。

それから、エフエムアジュールでございますが、これはやる方向で当然検討しております。ただ、当初予算では盛っておりませんけれども、これは東北総合通信局との調整、それから関係のエフエムアジュール、株式会社としてのエフエムアジュール、どれぐらいかかるか、調査の段階なのです。今、可聴地域が旧むつ市地区で大体80%ぐらいかと思えます。これを全部やっても多分大体同じぐらいの可聴範囲になると思えますけれども、具体的な部分を今詰めておる段階でございます。調査も当然やらなければなりません。電界強度の調査とか、かなり面倒な調査もやらなければなりませんし、あとエフエムアジュール側との調整が、向こうも忙しいということもございませぬけれども、そういった面もございまして、額で幾らぐらいといういろんな検討もされますけれども、その段階で額が定まらないために当初に盛っていないというような、それだけのことでございますので、これは前向きに今現在も検討しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○委員長（川端一義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 明るい選挙推進協議会の活動についてのお尋ねと受けとめておりますけれども、現在旧むつ市、旧川内町、旧大畑町、それから旧脇野沢村、おのこの推進協議会単独で活動いたしております。ご指摘のとおりでございます。案でございますけれども、平成18年度におきましては、各地区の事務局と協議いたしまして、川内、大畑、脇野沢地区の各組織より役員を選出していただき、むつ市明るい選挙推進協議会に加入していただき、常任委員としては16名、むつ地区11名、川内地区2名、大畑地区2名、脇野沢地区1名、そして明るい選挙推進協議会を一本にさせていただき、しかるべき選挙の年であります平成19年に備えて選挙啓発を行ってまいりたいと考えております。

ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（川端一義） 千賀委員。

○委員（千賀武由） ただいまの4点については、いずれも大事なことでございますので、早急な対策をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。川下委員。

○委員（川下八十美） 2点ほどお願いをいたします。

1点目は、総務部の車両管理費のところ、これは全体的なことについては異議はございませんが、今車両の集中管理をされていると思うのですが、現在もって私のこの大きい目で見ているのですけれども、例えば「脇野沢村」と書いた役場の車がまだ走っているわけです。これは、合併をしたわけですから、集中管理しているとなれば、「むつ市」というような形でボディーに書く形に変えるべきだと私は思っております。やっぱりこういうところから合併したという意識を市民にきちっと持たせる、これは川内庁舎、あるいは大畑庁舎の管理の車両でもあるような気がしてなりません。この形は、やっぱり統一するべきだと思っておりますが、ここをひとつよろしく願います。

それから、もう一つ企画部の男女共同参画費の中での女性模擬議会、大変手前みそでありますけれども、3年ぐらい前ですか、私はこども議会とあわせて女性の模擬議会を提案して、ようやく模擬議会の開催が10万9,000円ですか、10万9,000円といえども、こども議会の5万円よりはましでありまして、それよりもこの企画の中に入ったと。私は、各女性団体からも、いつやるのだ、いつやるのだと、例えば商工会議所の女性部等からもいろいろとご意見を賜っているわけでありまして、これについて、日時、それから規模、

市内、これは合併があって婦人団体がたくさんあると思うのでありますが、その規模等をお知らせ願えればありがたいと思います。この2点、お願いします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 車両の関係についてお答えいたします。

現在川内庁舎につきましては大体30台、それから大畑庁舎につきましても約30台、脇野沢地区につきましては20台、台数的には少のうございます。そんなに経費かからないと思いますので、対処したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

期日は、大体10月ごろを予定しております。あと、母体となる団体がどこになるか、まだ確定はしていませんが、女性団体協議会とか婦人会、いろいろありますけれども、大体25人ぐらいで、本庁舎議場、あそこを使ってやろうかなというような形で考えております。よろしくお願いします。

○委員長（川端一義） 川下委員。

○委員（川下八十美） 先ほども言ったように、やっぱり職員の意識改革するうえにおいても、あるいは市民の合併に対しての新市に向けた意識改革をするためにも、そういったところにも目配りをして、車両等はむつ市に統一していくと。そうすると、はっきり言って脇野沢庁舎や川内庁舎や大畑庁舎の車両を運転している人たちも、私は違ってくると思うのです。これは、ぜひ総務部において、それを統一した前向きな形で、今ご答弁いただきましたから、お願いをいたします。

それから、企画部長、その辺十分検討して、合併になられましたので、婦人団体も多うございますから、成功を祈っています。

終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。目時委員。

○委員（目時睦男） 第2款の1項13目でお伺いしたいのですが、庁舎の、とりわけ大畑庁舎の市民の方々、出入り口の自動ドア化の部分ですが、実は昨年の予算審査特別委員会においても申し述べたのですが、二重のドアになっているのですが、中の方は自動ドアになりますが、手前の方が引き戸になって、それについては認識をして、前向きに検討するというようなことで昨年はお伺いをしているわけでありまして。1年経過した中では、まだ改善されていない、こういうような状況で、実は私自身来庁した際に、お年寄りの方、ひとり暮らしの方が、このドアの関係で倒れたのではないと思いますが、急

にぐあいを悪くして、職員がすぐに対応して病院に搬送すると、こういうようなこともありますし、ここが大畑庁舎の場合に、以前から手前の階段をバリアフリーにしたり、そういうソフト面でいろんなことをしているわけであり、このドアの分については、早急に修繕費の中に入っているかという認識はしているわけでありますが、もしも入っていないとすれば、この分についてはぜひともお願いをしたいと思えます。

それと、先ほど千賀委員の質疑の中にもありましたが、エフエムアジュールの関係であります。補足してお尋ねさせていただきたいのですが、これも昨年、先ほど言ったような部分でお話をしました。今現在いろいろエフエムアジュールの方にもお聞きをしたわけでありますが、東北総合通信局に申請をしなければならない。今のエリアからすると、アンテナを増設しなければならないというような事情があるようであり、そのような面等々含めて、この部分についてはこれまた1年経過しているわけであり、それぞれ認可の関係等々あるかと思えますが、私は先ほど言った情報開示なり情報の公開という面から見た場合に、例えば議会の広報という部分については、今、市の中ではありません。そういう面で、市民が議会の内容についてエフエムアジュール以外、市政だよりはに若干載っているときもあるのですが、そういう面等も含めた場合、この部分についてはぜひとも早急な具体的な手だてをエフエムアジュールの方と密接な検討の中で実現方をお願いしたい。

以上、2点の部分についてお聞きをしたいと思えます。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

大畑庁舎の玄関の件でございます。私も現地を見てまいりました。現状を申し上げますと、吹き抜けの関係で風が真っ正面に当たると。そうなりますと、まず風が来ない方策を一つ考えなければなりません。入ってきますと左側が壁がありませんので、そのまま風が入ってきて、今のつくりですと自動ドアはちょっと難しいと。ということで、現地を見てまいりました。それで、先般大畑庁舎の方にもどういう方策があるのか、これ指示してございます。その方策が決まりますれば、その部分については自動ドアも可能でございますので、今検討している段階でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのエフエムアジュールの件でございますけれども、エフエムアジュールは実際コミュニティ放送局の一つでございます

が、通常立ち上がりから実際アンテナから電波を出すまで、大体5年ぐらいかかるというのが普通でございます。これは、放送法の基準が非常に厳しいために、本当にどこにも迷惑をかけないように、また本当に公共のためにとこの審査が非常に厳しいために、NHK並みの申請書が必要だといったようなことで、あのエフエムアジュールも立ち上がるのに非常な苦勞をいたしました。だから、増設する場合もそれなりの手続を踏まなければならないということと、それからもう一つの問題が、今この郡内を回っている光ケーブルがあるのですけれども、この光ケーブルに信号を通せないかというようなことを考えて今検討しているわけですが、ただ問題はコマーシャルも全部公共の回線の中に流れますものですから、そこをどうやってクリアするかと。これは、法的な手続をとらなければならないのですが、そういった問題もありますし、あとは遠隔操作で子局を3局増設して、それをコントロールしなければならない。それもまた回線を使います。そういったことを考えますと、大変難しい問題が結構ございます。単純に1基だけをつくるのであれば割合簡単かもしれませんが。それからどこにアンテナを立てたら一番いいのか、特に脇野沢地区の場合は、庁舎がずっと奥の方に行きましたために、あそこに立ててどれぐらいカバーできるかと、こういったこともありまして、そういった調整にもちょっと時間がかかっています。時間はかかっていますけれども、なるべく早くやるような方向で今考えていますというようなことです。あとは、財源の問題もあります。相手が株式会社ということで、これに対しての例えば合併の特例債の適用、あるいはいろいろな補助金とかありますが、本当にフリーで使える金というのはなかなかないものですから、それは当然うちの方で考えながら今やっていると。あと具体的には、エフエムアジュール側との事務的な詰めを今行っていて、それでやりやすい形での、放送局側がやりやすいような、運営がしやすいような形でやるということで今考えております。ただ、若干時間はかかっていますということでご了解いただきたいと思います。

○委員長（川端一義） 目時委員。

○委員（目時睦男） 1点目の自動ドアの関係については今、部長のお話で大畑庁舎を含めて具体的に検討と、こういうようなことでのお話でありますから、早急に検討を立ち上げて、改善方をお願いしたいと思います。

二つ目のエフエムアジュールの部分については、別な面での広報との関係も含めて考えた場合に、この部分については若干エフエムアジュール側の部分からしますと、今、企画部長おっしゃったように会社でありますから、資金の関係とか等々、いろいろあるようであります。そういう面では、市の方

からの補助とか、そういう点も含めて具体的に資金面も含めた中で前向きな取り組みをしなければ、なかなか年数だけ経過して実現は先送りになるというような状況は予測をされますので、具体的に進展するような取り組み方をお願いをして終わりたいと思います。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 28ページの人事管理費に関連いたしまして、これちょっと本来市長にお尋ねする事項かもわかりませんが、人事管理は総務部長が担当ということで、答えられる範囲でよろしいので、よろしく願います。

合併して1年たちまして、各分庁舎の流れというか、そういうようなものを見られたと思うのですが、1年たちまして、総務部長といたしまして、例えば大畑、川内、脇野沢庁舎の中で足りない部分、充足している部分等についての評価といいますか、そういうようなものを分庁舎所長との話し合いの中でされているのか。そして、例えば分庁舎所長から、この部分は足りないから補強してもらえないかとか、そういうものが新年度の予算にどういうふうに反映されるのか、そこら辺、ちょっとこれ市長に聞くことかもわかりませんが、事務的な部分で総務部長はどういうふうに把握しているのか、それがもしありましたらお願いしたいと思います。

それと29ページの、平成18年度、庁舎間の事務連絡として車を8台購入ということになっておりますけれども、この配車の割合といいますか、これ全部本庁に置くのか、それとも各分庁舎にも配車するのか、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 3庁舎につきましては、人事協議も含めまして、さまざまな協議をしております。例えば大畑庁舎を例にとりますと、管理課が2階と1階に分かれて現在事務をとっております。それから、3階につきましては、教育委員会だけがそこに配属されています。そういうことを考えますと、やっぱり管理上、例えば管理課については1フロアの方が仕事をしやすいだろうと。それから、3階の教育委員会につきましては、1カ所だけがいるとなりますと、光熱水費等維持管理費もかかってまいりますので、その移転等となりますと3階の維持管理費がかからなくなると、そういう方法も今考えております。脇野沢庁舎につきましては、平成18年の9月に庁舎移転ということで考えてございますので、その中でさまざまな問題が出てこようかと思っております。これから協議する部分が多々出てきますので、密に協議してまいりたいと思っております。

それから、車両の関係でございます。この8台、現在のところ1,200万円ほどで8台ということですが、既に古くなっているものもございます。それは、各分庁舎においても古くなっているものもございますので、かえるといえますか、そういうことも出てまいります。その8台、入札によって8台が10台になるのか、その辺もありますけれども、それは各庁舎と協議しながら、古いものについては新しいもの、特に脇野沢地区の場合については距離が長うございます。今は軽自動車が多うございますが、脇野沢地区から来るとなると、軽自動車というわけにはまいらないであろうと。ある程度バンが必要ではないかと。それにつきましては、各分庁舎とこれから協議してまいります。よろしく申し上げます。

○委員長（川端一義） 杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 基本的にむつ市においては、出張は公用車を利用ということで通達が出ている。ただ現実として、特に脇野沢庁舎の場合は、本庁に来るにしても公用車の絶対数が足りない。そのために自家用車での出張を余儀なくされているというのが現状ではなかろうかと思うのです。そこで、例えば大畑庁舎にしても川内庁舎にしても、午前中出張して帰って午後からの人が利用するということはできるでしょうけれども、脇野沢庁舎の場合は距離が遠いために、朝出ますと、どうしても1日がかりの仕事という観点で台数も大分必要となると思うのです。そこら辺を加味して、現場の声を聞きながら公用車の配置に努めてもらいたいということを要望しておきます。

それと、人事管理の問題なのですけれども、ちょっとこれは難しい。当然分庁舎として縮小されていくということは私も認識しておりますけれども、例えば現場の声を聞きながら、必要最低限、地域民のサービスの低下に絶対つながらないような人事配置をよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） 先ほどからちょっと話が出ている情報の提供のところについてお尋ねします。30ページです。システム運営費ということで約5,700万円計上されておりますけれども、これは地域イントラネットの運営費ということだと思っておりますが、新年度新たに地域イントラネットを活用した新しい事業というのはどういうのが考えられるのか、先にお伺いしておきます。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

このイントラネット整備事業につきましては、平成16年度に総務省の事業の補助で完成してございます。ざっくばらんに申し上げますと、「仏をつく

った」段階でございます。ある面では、平成18年度からソフト、魂入れなければならぬ、そういう年度に入ってまいります。それで住民基本台帳、既にやっていますけれども、各課からは、それぞれやりたい項目がさまざま上がってきています。しかしながら、むつ市の財政事情を考えますと、その中で緊急性のあるものをやっけていかざるを得ないということで、平成18年度につきましては教育関係、子供さん、最近物騒でございますので、携帯に学校から保護者等に連絡できる、そういう体制をとってございます。

それから、教育委員会関係ですと、学校間の事業関係もイントラネットを使うことによって、学校間の授業もお互いに見ることができると。これですと、大体4カ所、4校ぐらい一挙にできると、そういうものも今さまざまな中で検討されております。これから各セクションからさまざまなものが上がってきてはおりますけれども、先ほど申し上げましたように、予算の関係上、早急にできるものから今精査しておりますので、その計画のランクづけといたしますか、それは今整備計画をつくってございますので、その中で優先順位をつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） 地域イントラネットは、昨年私一般質問しましたけれども、10億円かけて整備しました。それで、維持管理費が毎年この金額、何もしなくてもかかるわけです。ただ投げるよりだったら有効活用しない手はないと思いますので、部長がお話した、各部署から上がってきているのをぜひ活用して実施していただきたいと思います。

そこで、先ほどから話が出ておりましたエフエム放送の件でありますけれども、これも昨年一般質問しましたが、このイントラネットを使うと、わざわざ何千万円も何億円も投資しなくても簡単に脇野沢でも大畑でも川内でも、例えばいろんな情報を発信することができます。個別の場所にやるためにはパソコンが必要ですが、庁舎に行っているいろんなことを見学することもイントラネットを使ってできるわけですから、先ほど企画部長が話をしております個人の会社にいろんな投資を行政がすることはなかなか難しいと思いますので、ぜひ今持っている機能を十分活用して、即対応できるはずですから、やっていただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） ただいまのエフエムアジュールの件でございますけれども、どんな形での投資か、これはまだはっきりしませんけれども、全部を任せてやるということではなくて、そのほとんどは多分補助金かいろんな

形で、市が持たない限りはコミュニティ放送というのは成り立たないと思います。これは、もちろん今のエフエムアジュールが立ち上がるときに、市がそれなりの支援をするかというのを東北総合通信局が確認して、それで免許を与えたと。放送電波というのは、一たん与えれば、それが簡単につぶれるようであれば困るということでありまして、コミュニティ放送局にはそれだけの支援を必ず地元でしていただきたいというものを強く要望されております。そういったこともありますから、当然前向きな考え方で今やっているのは確かでございます。ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（川端一義） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） だからといって、お金をわざわざそこに投入する必要はないわけです。お金ないのですから。今あるこの10億円かけて整備した、毎年5,700万円維持管理で投げているやつを使う方法を今すぐ考えたらいいのではないですかということです。すぐできます。どうですか。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

このイントラネットを使うことによって、各分庁舎のロビーなりにつなぐことは可能です。それをしますと、サーバー等も必要になりますので、大体500万円程度かかります。これは、財政が予算つければ、我々はすぐやりたいのですけれども、財政上厳しいものですからなかなか進まない。ということで、あとは市長がどう判断するかだと思いますけれども。よろしくお願ひします。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） 二、三お尋ねさせていただきます。

先ほどから私も、手を挙げるのが遅かったので順序は前後しましたけれども、齊藤委員がおっしゃったのは一理あるのです。一度決めて、それが雪だるま式に予算を計上しなければならぬと、そういう状況に今陥っているわけです。しかも日進月歩、通信社会は非常にスピードが速く進むわけです。その中で先行きのないというか、非常に困難な時期のときに方向転換をする決断、これを早くしなければ、また時期を失してどんどんおくれていくわけです。そういう点では、総務部長がおっしゃったように、決断、これをしなければ進まないと思っておりますので、この辺、時間との戦いになります。予算のこともあります。少ない予算で効率よいという、そして市民に喜ばれるという1点をもってすれば、おのずからこの解決策は見えると思っておりますので、ぜひ決断をしていただきたいと。

それから、28ページ、人事管理で職員互助会補助金という項目がございま

す。この互助会というのは、職員の親睦、健康管理、いろいろ書いてあるわけですが、補助金が互助会に使われるという名目を我々から見ると、やはりちょっと本質から外れた補助金ではないかと思っております。互助会というのは、あくまでも当事者同士の互助ということであって、公の税金をそこに投入するということについてのお考えがあれば、その理由をお聞かせ願いたい。

それから、33ページをお願いします。ここに私は前から、現状の徴収制度に非常に疑問を持っているわけです。どこのまちにも納税貯蓄組合というのがあるわけです。それは、納税貯蓄組合法というのののっとなってつくられているわけですが、そこに多額の補助金がまたずっと計上されてきているわけです。しかも、町内会単位とか、非常に細かいところにまでその組合というのが入り込んでいるわけです。この組合が果たしてこのような現代社会において、果たして我々にとって有意義であり、有効かつ前向きなものであるかということをお考えますと、納税は個人がすべて賄っているわけですし、組合そのものはただ単にそれを取り仕切る便宜的なものであるわけです。そこに多額の補助金が支払われていると。この補助金の支払われている内容をどのように組合が使っているのか、この辺承知していればお聞かせ願いたい。よろしくをお願いします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員互助会の補助金の件についてご説明いたします。

この組合は、あくまでも本来市がやらなければならない職員の福祉を担ってございます。したがって、通常でありますと福利厚生費ということで、職員の福利厚生のために本来であれば予算計上してやるところもありますけれども、むつ市の場合にはかなり財政が厳しゅうございますので、ある面では福利厚生をこの職員互助会にかなり依存しているということで、職員にとっては、私個人としましては、かなり切ない、ほかの市町村と比べれば、職員1人当たりの福利厚生費はかなり低いものになっています。この職員互助会がその役割を担っているということをご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（川端一義） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） ただいまの納税貯蓄組合補助金のことをお答えいたします。

ご承知のとおり納税貯蓄組合は、市税の納付にご協力をいただいております。旧4市町村合わせますと、脇野沢地区とか川内地区とか大畑地区の方が旧むつ市よりも非常に依存の度合いが高くなっております。はっきり申しま

して、組合がないと、今の状況ですとなかなか市の職員では徴収する額を集められないという状況でございます。補助金といいますのは、組合の運営していくための事務費でございます。その運営する事務にかかる費用を補助金として市の方で出しているということでございますが、堺孝悦委員もご承知のとおり、補助金の割合が全国的に見て高い、低いとかというお話が以前にもありました。むつ市もその辺は一度見直しいたしまして、まだまだ先ほど申しましたとおり、市の職員だけでは徴収するまでいかないというところもございまして、もう少し補助金でもって組合にお手伝いしていただくというところでございます。

以上です。

○委員長（川端一義） 堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） エフエムアジュールについては、多分斉藤委員への回答をもってよしとします。

本来市が担うべき福祉に対して、市がなかなか財源的に難しいという立場から今の互助会というのに補助金を出しているというふうな形であります。私は、それは論理がおかしいのではないかと思います。やはり職員がきちんとした福利厚生に使うべきのあれはきちんとした給与体系の中で賄うべきではないかと、これが本来であると。やはりこの辺はもう一度互助会に対する補助金のあり方をもう一回再検討すると、そういうことでいいのではないかと思います。

それから、税金によってすべて国、県、市町村賄われているわけで、税金が上がってこないことにはどうにもならないと、税金がなければ借金になるだけです。これは当たり前の理論です。ただ、先ほど申しましたとおり、組合というのはあくまでも便宜的なものであって、そこに補助金制度というものを過大に置くということは、これは本末転倒なのです。やはり納税は国民の義務であるとかんとうたっているわけですから、そこに便宜的に納税を高めるために組合を使うのだということでは、僕は本来的にうまくないと。なぜかということ、最終的に納税は個人がすべて背負うわけです、督促もすべて。そういう点では、組合というのは果たして税法上でも徴収するその権力というか、そういう立場にあるのかと非常に疑問に思っているわけです。これは、消費税も同じなのです。私は、商売をやっていますけれども、果たして我々が皆様から消費税をいただいて、そして一時保管をするだけの立場にあるのかと。この税体系の根本がないままにやられていると。そして、消費税そのものも途中でうやむやになるという非常におかしなことが始まっているのが現状です。その辺で、個人の納税者にも完納あるいは前納、いろいろな人が

たくさん頑張っているわけです。そういうことで、後で資料で結構です。個人の納税に対する完納率、あるいは前納率、それから組合を通した場合、確実に効果があるのだということをお示ししていただきたいと思います。これは、後で資料、もしできれば私個人にいただきたいと思っています。

以上で終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 脇野沢分庁舎は、平成18年、ことしの9月に新しく建ちますけれども、これについて一応40人のスペースということになっております。今後分庁舎のあり方、どのように人員配置を強化していくのか。せっかくつくっても、もう縮小されまして、座る席がいっぱい余っているというふうなこともあるのかなのか。ひとつそこら辺のところを、今後の見通しとえばあれですけれども、その分庁舎のあり方について、そちらの方の計画をお知らせ願えればと思います。

それから、合併して1年になります。職員も市民も手間取っているかと思えますけれども、意外と分庁舎へ行って用を足しても、用が足りないと。また、本庁から連絡事項が行っても、市民には伝わっていないという傾向が見受けられると。ですから、分庁舎へ行かないで、もう直接にこちらの方へ、本庁、市役所の方へ来て用を足した方が早いのだという批評が結構多いのです。ですから、こういうふうなことは市役所の方ではどのように把握しているのか、ひとつその点をお願いしたいと思います。2点ほどお願いします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員の配置ということでございます。国の行革審でも国家公務員の削減、5年間で5%と言われております。県におきましても5%を下限としてということと言われております。市の場合も今行革大綱ができて、その中で5年間で最低でも5%の削減しなさいとなっています。平成18年度のお話を申し上げますと、平成17年度中は職員718名ございました。それが平成18年4月1日からは700人切ります。そういう状況です。毎年毎年職員が減ってまいりますので、おのずと分庁舎の職員も減ってまいります。減ってまいりまして、各分庁舎の機能がそれぞれ残っておりますので、ある程度いきますと、もう削れません。それで、脇野沢庁舎の件を申し上げますと、大体45人から40人、削っても40人、それ以上は削れません。これ削るとなりますと、市民への福祉の停滞につながりますので、将来的にもそういう考えは持ってございません。

それから、本庁に来たほうが事務が早いのではないかと、そういうご指摘でございます。それですと、逆に困るわけです。現在本庁と各分庁舎とを結

ぶテレビ電話を配置してございます。まだ市民の方はどうもテレビ電話になじめなくて、そのテレビ電話ですと、本庁の職員と相談に来られる方と直で顔を見ながら相談業務に当たれます。ある面では、職員の研修も足りないのかもわかりません。一方、市民の方、なかなかテレビ電話になじめなくて、それだと、もう本庁に行った方がいいやという方もあろうかと思えます。委員がご指摘のように、本庁に来ればいいというような体制では困りますので、その辺につきましては、研修も含めて職員を指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（川端一義） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 新分庁舎、我々議員も前のように大きいものではなく、それなりの小さいものということで四十四、五名の分庁舎にしました。せっかく新しくできますので、できればスペースの余るようなことがなく、やはり地元の住民にサービスできるような、せっかくつくっても、わっとスペースが、本庁舎みたいに隣と隣の顔をくつつけるような格好なら、またこれも困りますけれども、（スペースが）あくのもまたせっかくこしらえたものの利用価値がなくなりますので、その辺は十分考慮しながらやってもらいたいと、こう思います。

また、2点目の本庁舎と分庁舎の連絡ですけれども、やはり本庁舎から分庁舎は電話では通じるかもしれないけれども、監督はなかなかできないのです、分庁舎ですから、目に見えないですから。やっぱりそこら辺のところは、十分に目を通しながら、批判のないように、市民の目が本庁舎ばかりではなく分庁舎にも光っているのだということを認識してもらいたいなど。余り細かく入りますと、またいろんなことが出ますので、ここら辺で置きますけれども、いろんな批判は出ておりますので、そこら辺のところは十分に認識しながら、今後盟約事項などは常に批判のないようにやってもらいたいと思います。

それから、もう一つ、選挙管理委員会の方になりますけれども、今まで選挙のたびにポスターなどの看板などは、1回ごとに捨てているのです。捨てた方が、これは金がかからないのか、保管していると金がかかるからか、わかりませんが、総務部長が言うように、財政がもう厳しいという状況の中において、1回使っても、2回も3回もまた使えるようにするならば、また経費の節減にもなるのではないかなと思いますけれども、そこら辺のところは、市民にくれた方が金がかからないのかわかりませんが、我々民間でやるならば、やはり1回使っても、また使えるものであればすぐ使った方が財政は助かるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のとこ

ろはひとつよろしく申し上げます。

○委員長（川端一義） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（大芦清重） 委員ご指摘の件ですけれども、昨年度、合併してからポスター掲示場、旧むつ市では260カ所ございましたけれども、合併後481カ所になりまして、建設業者、土建業者、そこに委託して設置するようになっております。そして、1回ごとに捨てるということはありませんので、回収いたしまして再度利用していただくということになっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（川端一義） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） それはわかりました。旧むつ市はそうやっている。旧脇野沢村なんかでは、もう皆さんが外して結構使用している。ポスターのついたまま玄関の横あたりに張られているとか、そういう傾向がありますので、いつまでもポスターが、その家の壁に張られているベニヤ板などがありますので、市がそうやっているのであれば、私も今後はそうなるのだなと解釈しておきます。どうもありがとうございます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 26ページについて、まず下北総合開発期成同盟会他各種負担金という金額が544万8,000円計上されていますが、この中にいわゆる離島航路の補助金に期成同盟会として支出をする補助金が含まれているのかどうか、それが第1点。

それから、第2点は28ページの職員の研修費、487万9,000円ございますけれども、職員の数がどんどん減ってまいります。事務的に煩雑になって研修へ出せる余裕もないのか、非常にこの職員の研修費というのが低いと私は思っています。幾らお金がなくても、なくなればなくなるほど職員の知識、経験、そういったものを高めていかなければ市民サービスに影響が出てくるだろうと私は思います。少なくとも職員の海外研修なんかも毎年一、二名ずつでも、広い目から青森県むつ市を見ると、日本を見ると。人工衛星の上から見ると、その地球というものと同じで、私はそういう意味で職員の研修ということにやはりお金をかけるべきだと思います。その辺のところ、その研修費の内容と、そういうものについてのお考えを伺いたいと思います。

それから、30ページの行政連絡員の費用ですが、総額で1,069万6,000円計上になっています。たまたま私、行政連絡員の報酬のことで総務部をお邪魔して、これは民生部の方なのでしょうけれども、伺いましたら、大平地区の方が1,500戸で約10万円、ところが脇野沢地区の旧脇野沢村で支給してきた行政連絡員の謝礼というのは1人当たり毎月大体5,000円から6,000円支給さ

れていると。地区によっては、十数名の世帯しかない地区もあります。こういうことは、やっぱり私は行政連絡員のあり方というものをただ踏襲するのではなくて、改めてきのう出されました緊急対処事態対策本部等の関連もございませぬけれども、そういう中身の中で見直していくべきだと思いますが、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは31ページ、市民相談、これについて弁護士とか司法書士は活用しておりますけれども、行政書士の活用がないのです。地元にも21名行政書士がおりますが、活用する方法がないのかどうかお伺いします。

それから、32ページの庁舎建築、これは脇野沢分庁舎のことですが、この庁舎の建築の中で庁舎の暖房のあり方ですが、現在の交流センターとは別途な暖房になっているのか、それとも交流センターとつなぐ設計になっているのか、その辺をお伺いしたいわけです。なぜかといえば、交流センターの暖房は非常にぐあいが悪くて、議長を風邪引かせたという実態もございませぬので、その辺もあわせてお答えいただきたいと思います。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 職員研修につきましては、柴田委員ご指摘のとおり、恐らく各市と比べますと、金額はかなり低いものがあるかと思えます。しかしながら、この研修は職員間での研修もございませぬ。それから、ある程度内容を申し上げますと、このほかに青森県市町村振興協会の海外研修等もございませぬ。それから、電源地域振興センターが主催する研修もございませぬ。それから、市町村アカデミーが主催する研修もございませぬ。金額は確かに少のうございませぬけれども、自己研さんのための職員が講師となってやっているものもかなりございませぬ。例えばイントラネットに係る研修につきましては、情報システム課の職員が主体となって職員指導を年間かなりの日程を設けましてやっております。その他の研修につきましては、予算上ほとんどが青森市内の研修でございませぬ。これが財政が好転しますと、本来であれば、財政が苦しいときこそ職員の研修が必要だというのは私も重々理解いたしております。なかなか財政状況好転しませんので、そう思いながらも職員間の研修で現在のところ補っていかざるを得ないのかなと思っております。

脇野沢の新庁舎ということですがけれども、既に交流センターができ上がっております。その横に今、分庁舎ができるわけですがけれども、暖房につきましては、それを分散管理するとなりますと経費が二重にかかりますので、そういう設計してございませぬ。今分庁舎が交流センターにつながりますと、暖房は共通で使うということで設計してございませぬ。

以上でございませぬ。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

まず、期成同盟会を通しての補助というような形かと思いますが、補助はこの中には入っておりません。今まで底だまりに対しての解消のため1億6,000万円を解消するという事で下北総合開発期成同盟会が800万円出しておりましたけれども、これを分かれてシライン株式会社が引き受けた分だけの底だまりを解消するためのものは従来そのまま続いておりますが、補助金という形では船もスタートしたばかりで、まだこれには全く一銭ものせておりません。

それから、行政書士が市内にもかなりおりますということで、これに対する、この行政書士の方を使っての相談といったことですが、これは今、行政書士会の要請を受けておまして、名簿を掲示板に掲載している程度というようなことですが、これはこれからの検討課題にさせていただきたいと思っております。

それから、行政連絡員の報酬でございますが、これはかなり合併前ばらばらで、非常に多い少ない、かなりありました。また、決め方もかなり違った決め方がございまして、ばらばらでございましたのでけれども、平成18年度は一応統一しまして、基本額、それから世帯割額、基本額でいえば3万円、それから世帯割額で1世帯当たり260円ということで統一しまして、173行政区全部統一した形でやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） まず、期成同盟会の関係等につきましては、一般質問の通告をしておりますので、その中で聞きたいと思っておりますので省きますが、まず分庁舎の暖房が併用というのは、これは当然なわけですが、現在困っているわけです、温度が上がらないで困っている。ですから、それにつないで強化されるのかどうか、それを伺いたいと思っております。

行政連絡員、市民相談については、非常に前向きのご姿勢で評価したいと思っておりますが、職員の研修の問題につきましては、やはり広い目でむつ市を見ろというようなことから、大いに私は職員を県外に派遣してやると、少なくとも電源三法交付金なり、それなりに中間貯蔵施設の交付金も来ています。そういったものも職員の研修に使えるように国にも働きかけるというようなことをしてはいかがでしょうか。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 暖房の効率性が悪いという話は、私伺っております。

るので、恐らく教育委員会の方の所管になりますので、その辺があるのであれば、当然に庁舎管理と併用する場合に問題が出てまいりますので、その辺のところは当然に協議しなければならないと思っています。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 電源三法交付金の活用でございますけれども、今保育サービスとか消防サービス、それから給食サービスといったようなことで、直接市民と接する部分への充用、充てるというのは、これは認められておりますけれども、一般職の方については、まだちょっと壁が厳しくて、なかなか面倒な状態で、今全く充てておりません。これからそういう方向に行くかと思っておりますけれども、まだしばらくかかるかもしれません。よろしく願いいたします。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） 原発を誘致するとか中間貯蔵施設を誘致するということには、社会調査の能力も職員に要請されるわけです。したがって、私はそういったことも含めて職員の少なくとも原発交付金の1%は職員の研修に使えるような働きかけをしてほしい。ただ原発の行き先を見るとか、既存の施設を見学するというような発想ではなくて、やっぱりもっと職員にそういった広い目で地域を見るための研修に使えるように働きかけることを要望して終わります。

○委員長（川端一義） 暫時休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

○委員長（川端一義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 3点についてお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、堺孝悦委員も触れておりましたが、28ページの人事管理のところ、職員の互助会の補助金が342万5,000円、平成17年度が144万6,000円、平成17年度は1人当たり2,000円、平成18年度は1人当たり5,000円ということでこういうふうに入っていると思うのですが、それがなぜそういうふうになったかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして、その下の方の退職手当組合特別負担金が平成17年度が1,868万円に対して、平成18年度が6,329万円と、これも入っておりますので、この点ちょっとお聞かせ願いたいと。

2点目ですが、26ページの総務費の第3目の調整費であります。ここには、青森県I T E R誘致推進会議連絡協議会負担金、金額は大したものではない、15万円ということですが、このI T E Rについては昨年度だと思いのですが、国の方で誘致はあきらめたというふうなことを私はそのように認識しておりますので、こういう負担金はいつまで続くのかというのをまずお聞きしたいということです。

3点目ですが、これも堺孝悦委員が触れておりましたが、33ページの市税等徴収費で、それこそ納税貯蓄組合、私はこの納税貯蓄組合、堺孝悦委員は多額の補助金という表現しましたが、私はこれはそれなりの適した金額だというふうに判断しておりますけれども、合併して納税貯蓄組合、一本化されたと思うのですが、旧町村の方の納税貯蓄組合の事務事業がスムーズにしているものかどうかお聞きしたい。というのは、ある地域は、今までは役場の方が集まった税金をとりに来てくれたけれども、合併したら、自分から全部役場の方に持っていかなければならなくなったりとか、そういう意味で旧町村の方で納税に関していろいろ負担をおかけになっているのではないかなということをお心配して、そこら辺スムーズにしているものかどうか、この3点お願いいたします。

○委員長（川端一義） 助役。

○助役（田頭 肇） 私の方から、先ほど堺孝悦委員からのお尋ねもございましたが、互助会の補助金、それから納税貯蓄についてお答えしたいと思います。

まず、互助会ですが、本来事業主として福利厚生やらなければならないのですが、私どもの場合、昔は体育祭とか、職員の健康管理面での福利厚生事業としてやっておりましたが、最近は互助会の方に丸投げをいたしまして、ネプタの運行、あるいは流し踊り、みこし、そういったものを担ってもらう、（これが）補助の実態の内容でございます。今横垣委員言われましたが2,000円、これが福利厚生として本来何か研修等でもって、そういう旅行でもして英気を養ってもらいたいというような意味もございしますが、昨年2,000円の単位では、とても本人が福利厚生に充てるというような金額にも達しません。今回3,000円を追加いたしましたのは、やはり互助会にそういう福利厚生の事業を預けると、そしてその実態がネプタ運行、あるいはみこし、流し踊り、こういった内容でございます。唯一体を動かすということではボウリング大会、これとても互助会の会費でやっているような実態でございます。補助金の資料にも掲げておりますが、私どもとしては、テニス場、あるいは市としてのそういう厚生施設がございません。そして、実態がその

ような形になっているということでご理解願いたいと思います。ことし3,000円追加いたしました。こういう福利厚生費ということでは、もうどこと比べても見劣りする額でございますので、当局といたしましても、大変申しわけない状態でございますが、今後とも内容を精査しながら互助会と協議し、また財政状況を見ながら対応していきたいと、そう思っておりますので、ご理解願います。

それから、納税貯蓄組合でございますが、新年度予算の補助金の資料として6ページに掲げてございます。これは、地方税法に基づいての組織でございますが、そこにありますとおり、これが今4地区、合併後も税の徴収、あるいは納税思想の普及ということでは大きな役割を果たしておりますし、今後とも今の実態を見る限りにはなくてはならない組織であろうと思っております。その業務に携わる方からすれば、事務費等も今世帯割数100円とかということで、非常に低い額でございます。組合員からも、こういう少ない額でこれだけ苦勞してというような声も聞かれているのも事実でございます。川内、大畑、脇野沢地区におきましても、この組織は大きな力を発揮して、徴収率を上げているということも事実であろうと思っております。各地区、今207組合でございます、4地区合わせまして。これがそれぞれに連携をとりまして、代表が市の方に持ってくる、あるいは振り込むというような形をとってございます。

市の徴収方針ということでは、おかげさまで、今までの10期割というのが1月までの、1月で終わる期に改正いただきました。合併協議で終わりましたので、非常に徴収が濃密になるといいますか、そういう納税形態になりました。特別徴収ということでは自動的に入りますので、よろしいのでございますが、普通徴収はご承知のとおり、納付書を持って各個人が支払いの義務を果たします。その中にある各地域のこういう組織でございますので、市としても非常に大きな額の徴収に力をいただいていると、こういう認識でございます。その辺をまずご理解いただきたいと思います。こういう広い範囲、そしてまた各地区で担ってきた組合の形からすれば、これをやめるということではできません。また、今の市の徴収、税務課の徴収のスタッフ、10人のメンバーを配置しておりますが、これで個々に組合なくして徴収を全体に行き渡らせるということは不可能でございますので、この制度を維持しながら、かつ現状の税務課の徴収員をもって徴収率を上げていくと、こういう考え方でまいりたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○委員長（川端一義） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 退職手当組合に対する負担金の件でございます。委

員ご承知のように、今団塊の世代が定年を迎える時期が来てございます。当市の場合も、もう平成18年3月31日になりますと、31人ほど退職いたします。年を追って2007年問題と言われてはいますが、団塊の世代の方々が退職してまいります。その分の負担金でございます。この負担金につきましては、退職者が多うございますので、この金額が最高額でございます。これは恐らく四、五年続くのかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、ITERに関するお尋ねでございますけれども、このITERの青森県ITER誘致推進会議というものに対する補助金15万円ということでございます。これは、会員89名ございまして、賛助会員が64団体、これは申すまでもなく青森県にITERを誘致するというこのためにつくられた会議でございます。ところが、ご承知のようにカダラッシュに本体の建築が決定いたしまして、あとはこのままでありますと、本体が来ませんので、それに関連する施設と。もちろん日本から遠隔操作できる施設、あるいは将来世代の炉の研究と、そういったものをやるということにいたしまして、本体と関連するいろんな施設、関連施設の誘致に切りかえて、この推進会議を継続しようというようなことで今動いているようでございます。そういうこともありまして、額は昨年30万円でしたけれども、ことしは15万円、半分にいたしまして、これは継続ということになるかと思えます。そういうことで継続になりますと、当然いつまでということは、これは期限つきというわけにはまいりませんので、まだしばらく名前が変わって継続されるのではないかなと思っております。

以上、ご了承いただきたいと思えます。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） なければ、これで第2款の質疑を打ち切ります。

次は、第3款民生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、私の方から第3款の民生費のうち、保健福祉部で所管します目につきましてご説明申し上げます。予算書の37ページからとなります。

1項社会福祉費の1目社会福祉総務費になります。予算額が5億5,721万2,000円でございます。これは、一般職員の給与費、民生委員児童委員の活動費、社会福祉協議会への補助金及び貸付金、そして下北地域広域行政事務組合負担金等に要する経費でございます。主なものと申しますと、職員33人

分の人件費及び下北地域広域行政事務組合への負担金、社協への補助金等で全体の95%を占めてございます。ほかには、合併を機に一体的な保健福祉への取り組みを図るため、その指針となるむつ市保健福祉計画策定委託料178万5,000円等を計上してございます。

次に、2目障害福祉費でございます。予算額9億7,164万円でございます。これは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る障害者手帳交付者約3,400名余でございますが、この方たちへの各種更生援護施策等に要する経費でございます。主なものでは、20節の扶助費で、全体の96%を占めてございます。この扶助費では、知的障害者施設訓練等支援費、身体障害者施設訓練等支援費及び重度心身障害者医療費助成事業などとなっております。ほかには、障害者自立支援法の施行に伴い、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費及び使用料及び賃借料などの事務的経費をそれぞれ計上してございます。

次は38ページ、4目民生社会費でございます。予算額243万1,000円でございます。これは、青少年の健全育成にかかわる経費で、防犯団体や青少年の健全育成団体等に対する助成等が主なものとなっております。

次は39ページ、8目総合福祉センター管理費でございます。予算額が2,172万8,000円でございます。これは、大畑地区にあります総合福祉センター、通称ふれあい館ですけれども、この管理運営に要する経費で、機械設備保守点検、建物清掃、浄化槽管理委託及び光熱水費等が主なものとなっております。

それから、次は2項1目老人福祉総務費でございます。予算額が8億9,655万4,000円でございます。これは、一般職員の給与費、老人福祉にかかわる各種福祉サービス事業及び介護保険特別会計への繰出金等に要する経費でございます。対前年度比で約5,700万円余の減となっておりますが、これはこれまで一般会計におきまして実施しておりました地域支え合い事業として、介護予防や家族介護支援事業等がこのたびの制度改正に伴いまして、介護保険特別会計に移行になったことによるものでございます。その主なものといたしましては、人件費と特別会計繰出金で全体の8割を占めてございます。また、ほかには20節の扶助費になりますが、釜臥荘等に入所されております養護老人ホーム入所措置費委託料の生きがい活動支援通所事業、いわゆるデイサービス事業などとなっております。

次に、2目老人憩の家管理費でございます。予算額が1,184万5,000円でございます。これは、老人憩の家、川守にございます福寿荘、それから新町にございます禄寿荘、さらには出戸の方にございます長寿荘の3施設にかかわる管理運営に要する経費で、施設の管理にかかわる臨時職員等の賃金が主な

ものとなってございます。

次に、3目老人福祉センター管理費でございます。予算額が465万3,000円でございます。これは、大畑地区薬研にございます老人福祉センターの管理運営に要する経費で、臨時職員の賃金とその主なものとなってございます。

次は、3項児童福祉費の1目児童福祉総務費でございます。予算額が2億6,080万9,000円でございます。これは、一般職員の給与費、放課後児童健全育成事業、通称なかよし会でございますが、この運営費及びひとり親家庭等医療費給付事業の医療費助成等に要する経費でございます。対前年度比で約6,100万円余の30.6%ほどの伸びとなっておりますが、これは職員給与費の増ということでございます。その主なものでは、7節の賃金で、なかよし会指導員9校分27人の賃金と、20節扶助費のひとり親家庭等医療費助成などとなっております。

次は、41ページの方になりまして、2目児童手当措置費でございます。予算額が2億6,079万5,000円でございます。これは、児童手当の支給、年齢9歳、小学校3年生までの児童の養育者に支給する手当と、それらに伴う事務費に要する経費でございます。なお、本制度の改正が見込まれてございますけれども、これは支給対象年齢を小学校6年生まで引き上げる改正でございますが、これはまだ現在国会審議中ということで、この分の予算計上は見込んでございません。

次は、3目児童扶養手当措置費になります。予算額が3億7,211万2,000円でございます。これは、母子世帯等に支給する手当と、それらに伴う事務費に要する経費でございます。対象世帯は、約770世帯でございますが、その20節の扶助費が主なものとなっております。

次は、42ページになります。4目少年センター費でございます。予算額174万7,000円でございます。これは、むつ市少年センター規則に基づく事業運営に要する経費でございますが、主に少年指導員60名の街頭巡回指導等の報酬と交通費でございます。

次は、5目保育所総務費です。予算額が247万1,000円でございます。これは、保育所、保育園の入退所決定等の事務にかかわる経費でございます。

次は、6目保育所費でございます。予算額が13億9,482万8,000円でございます。これは、公立保育所6カ所分の職員の人件費及び運営費並びに法人立保育園10カ所の運営費等に要する経費でございます。対前年度比で約3,200万円余の減となっておりますが、これは職員給与費並びに旧小川町保育所移譲にかかわる工事請負費の減等によるものでございます。主なものでは、20節の扶助費で、法人立保育園運営費の7億2,305万9,000円及び7節賃金の保育

所臨時職員29人分でございます。

次は、43ページの7目児童館費でございます。予算額が1,424万1,000円でございます。これは、大畑地区にあります中島児童館、湯坂下児童館及び正津川児童館3館の管理運営に要する経費でございます。主なものでは、7節賃金の児童館における臨時職員5人分並びに清掃員3人分の賃金などとなっております。

それから、4項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。予算額が1億5,819万1,000円でございます。これは、生活保護にかかわる扶助費以外の一般職員の給与費ほか事務的経費でございます。対前年度比で約7,900万円余の増となっておりますが、これは職員給与費の増によるものでございます。

それから44ページ、2目扶助費でございます。予算額が17億8,969万8,000円でございます。これは、生活費や医療費等に困窮する被保護者に対しまして、その困窮の程度に応じまして、必要な保護を行いまして、最低限度の生活を保障するための経費ということでございます。主なものでございますが、扶助費のうち生活扶助と医療扶助で扶助費全体の約86%を占めてございます。

以上が保健福祉部で所管します民生費の目の部分でございます。なお、詳細につきましては、ご質問によりましてご説明申し上げますけれども、説明員として担当課長が来ておりますので、担当課長の方からご説明を申し上げますので、何分よろしくご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、第3款民生費のうち、民生部が所管いたします6科目についてご説明を申し上げます。

予算書の38ページになります。1項社会福祉費、3目国民年金費についてご説明を申し上げます。この科目は、国民年金事務のうち、市が行います事務として、裁定請求や免除申請など、各種届け出書の受け付けなどの法定受託事務と、広報や各種相談の受け付けなどの協力、連携事務に要する経費であります。対前年度比では6万9,000円、12.2%の減となっております。この減の主なものは、旅費、役務費の削減によるものであります。

続きまして、同じく38ページ、5目交通安全対策費についてご説明申し上げます。この科目は、交通整理員むつ地区7人、大畑地区2人、それから交通災害共済事務、交通安全施設の維持管理、交通安全母の会への補助金等交通安全対策事務に要する経費であります。対前年度比36万2,000円、4.1%の減となっております。この減の主な理由は、交通災害共済事務の臨時職員賃

金が減となったことによるものであります。臨時職員の配置等につきましては、全庁的な調整で、総務課人事担当部門へ措置されることになったことによるものであります。

続きまして、同じく38ページです。6目交通広場管理費についてご説明申し上げます。この科目は、むつ運動公園内にあります交通広場の維持管理に要する経費であります。現在バッテリーカー14台、自転車40台、三輪車10台を備えておりまして、前年度と比較いたしますと、ほぼ同額の予算計上となっておりますが、1万円の減は需用費の削減によるものであります。

続きまして、39ページになります。7目公害対策費についてご説明を申し上げます。この科目は、公害対策審議会委員15名分の報酬、それから陸奥湾の海水、むつ市内の河川の水質検査、底質検査等に要する経費であります。対前年度比16万5,000円、9.6%の減となっております。この減の理由は、需用費の削減によるものであります。

以上であります。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 37ページと39ページについてお聞きいたします。

37ページの障害福祉費、これは障害者自立支援法、大変国会でも大きな問題になって、これからも問題になっていくわけですが、これとの絡みで減額になっているのかどうか。それから、39ページの老人福祉費、介護保険特別会計も出ております。これも5,700万何がし、対前年度比として減額になっております。この要因、まずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（佐々木 順） 前年より減った理由ということですが、これは重度医療の関係です。重度医療、昨年10月に制度改正いたしまして、その分重度医療の方で市の負担分が平成18年度の方が平成17年度より大体2,000万円ぐらい落ちていますので、その分の影響です。

それと、障害者自立支援法に関しまして、市の負担というのが、例えば施設入所とかそういうのは今まで市が50%、国が50%の負担ということですが、今度10月から施設の関係は障害者自立支援法の方に移るのですが、市の負担は今度は国が50で県が25、市が25という負担になりますので、大体その辺のところが減になっている要因と思っています。

以上です。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） ただいまのお尋ねに対してご回答申し上げます。

まず、5,700万の減額の理由でございますが、先ほど保健福祉部長がご説明いたしましたけれども、今まで地域支え合い事業として実施しておりました地域型在宅介護支援センター運営費、家族介護者交流会委託金、高齢者実態把握委託金、それら一応七つの事業等が新年度の特別会計の方に移行した事業でございます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。目時委員。

○委員（目時睦男） 1点だけお尋ねいたします。37ページの1項社会福祉費についてであります。社会福祉協議会の補助金、委託料、貸付金と計上しているわけでありまして、ご承知のように市町村合併に伴ってというか、社会福祉協議会もそれぞれ旧4市町村の社会福祉協議会が昨年4月1日に統合いたしましたして、むつ市社会福祉協議会に一本化されたわけでありまして、伴ってそれぞれの旧町村が支所というようなことで1年間運営をしてきているわけでありまして。この統廃合をめぐる状況の中で、それぞれの旧社協として課題になっている部分については、おおむね3カ年を調整期間として、お互いに支所等々含めた協議をしながら、将来的には3カ年以降については名実ともに一元化を図っていくという、このようなことが社協の合併協議の経緯になっているようでありまして。そういう中で、平成18年度以降の運営等も含めて、1年間の運営の中で社会福祉協議会本部と支所との運営等々の部分について、きのうの市長の答弁の中でも、市と社会福祉協議会は表裏一体の団体であると、このような表現をしているわけで、私どももそのように認識をしているわけでありまして。そういう点で、市として社会福祉協議会の運営について、支所も含めた運営についてどのように手だてをしてきているのか、まずその辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（川端一義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事・児童家庭課長（岩館信隆） 非常に大きな問題でして、なかなかすらすらと答弁できるご質疑ではないわけでございますが、私4月に赴任してまいりまして、社会福祉協議会を担当する課長として社会福祉協議会のいろいろな問題点をヒアリングという形で聞き取り調査した経緯がございます。その中では、例えば旧むつ市社会福祉協議会は、介護保険事業も手がけております。旧大畑町の社会福祉協議会は介護保険事業を手がけておりません。そのように社会福祉協議会という名称は同じであっても、中身、運営の仕方が大分違うという実態がございます。また、もう一つは、市民の皆さんからいろいろ、あれは寄附というのでしょうか、募る形で運営してお

りますが、むつ市は100円、旧大畑町は1,000円、そういうふうな違いもございます。これを今委員ご指摘のように、3年をめどに統一を図るということでございますが、機会あるごとに社会福祉協議会の事務局長ともお会いして、その事務の進捗がどうなっているのか、また行政としてお手伝いできることは何があるのか等々情報交換しながら重大な関心を払っているところでございます。

また、私ども行政の立場といたしましても、これからの福祉は行政としては地域福祉を重視すべき時代に来ていると。介護保険につきましては、やっぱり民間業者が中心になって、民活でもって実施する時代が今来つつあると。そういう中では、介護保険事業から身を引くといいますが、規模を縮小するといいますが、そういう方向に向かって、地域福祉の分野で大きな力を発揮していただきたい。地域福祉の分野と申しますのは、ボランティア活動の推進であるとか、ひとり暮らしの老人に対する支援活動であるとか、そういうふうなことが中心になるわけでございます。旧四つの社会福祉協議会が歩調を合わせていけばどうなのかというようなことを提言もしながら、今対応しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 目時委員。

○委員（目時睦男） 今、課長の方から答弁をしていただいたわけですが、今もおっしゃっているように、会費の部分についても向こう3年間で統一化を図っていくというような部分についても、事務局本体の部分でも、そのことについての努力の部分はなかなか進んでいないというか、議論が進んでいないというような状況もあるようであります。それぞれの地域、市民からすると、これまでの状況から、福祉については社会福祉協議会だ、役場だ、このような認識があるわけで、一つの市の形態の中で社会福祉協議会も、例えば会費の問題についても、主体的にやはり努力をしていく。そういう面での市としての指導というか、意向を反映していくというふうなことが必要であると思います。そういう点について、さらなる努力をお願いをしたいと思います。

それと具体的な部分で、社会福祉協議会の一体化が薄れているというような状況の批判も出されております。それは、旧町村の社会福祉協議会、現在の支所の運営費等についても、それぞれの支所の中で調整をなささいというか、こういうような点等も出ているようにお聞きをしているわけで、支所の運営についても、やっぱり本部と支所との緊密な連携の中で、それぞれの地域の状況等を含めた財政的な部分も含めた手だてをしていく。このようなこ

とも当然必要なことであって、そういう点についてもさらなる社協との連携を深めていただきたいと思っております。

例えばそういう面で見ますと、脇野沢の支所の場合には、事務的経費については、これまで村からの応分な補助金等によって賄われてきたと、それがそういう経緯の中で予算前の協議もなく、補助金の捻出が困難な状況に追い詰められているということもあるようであります。そういう面から見たときに危惧されるのは、今後の中では社協の統廃合もあるのではないかと。こういうふうな危惧も抱かれているような状況でありますから、例えば職員間の部分についても、労働意欲を損なうような状況も見聞きをしているところでもあります。そういう点も含めて、やはり市民に対して心ある職員の対応等々含めた場合に、まずその内部の中で職員が一丸となった市民への対応をするためには、やっぱり明るい職場、言い合える職場というか、そういう点について、これまで以上に市が社協に対してのご指導なり協議という部分について深めて、むつ市がまさに福祉の市だと、このようなことに全力を尽くしていただきたいと思っております。そういう点について、所感があれば、またお伺いしたいと思えます。

○委員長（川端一義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事・児童家庭課長（岩館信隆） ただいまご指摘をいただきました点につきまして、十分念頭に入れまして、今後対応してまいります。私どもといたしましても、社会福祉協議会は地域福祉の担い手として大きな存在であると非常に期待をしております。職場として明るい職場、そして住民から親しまれるような活動、そういうふうな地域の期待にこたえられるような組織として発展するよう引き続き協議をし、また必要に応じて指導してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。大澤委員。

○委員（大澤敬作） 37ページの社会福祉協議会について、地元の川内地区の実態を提起しながら、お願いも含めて対応していただきたいなと思えます。

旧川内町社会福祉協議会は、無利子の助け合い資金5万円口、10万円口、この二つの制度があります。大変旧町民は助かっています、この助け合い資金によって。これは、ぜひとも守っていただきたい。川内地区の皆さんは、これがなくなると大変な、そういう問題でありますので、ぜひその点を考慮に入れて、川内地区の住民がそれによって苦しい目に遭わないようお願いも含めて守っていただきたいということを要望しながら、お聞きをしたいと思えます。

それから、28ページの交通安全の問題ですけれども、これは交通安全の問

題では前にやりましたから、ただ後で大湊駅の田名部寄りの方の、それは現地を見て対応方をしていただきたいという、これは要望だけにとどめておきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（川端一義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事・児童家庭課長（岩館信隆） ご答弁申し上げます。

旧川内町の社会福祉協議会において、助け合い資金ということで5万円口、あるいは10万円口という制度があったと、非常に喜ばれている制度であるから、引き続きこれを維持するようというふうなご指摘でございます。私ども個々の支部の実際に行っている事業の中身まで、ああしなさい、こうしなさいということと言える立場にはございませんけれども、地域の皆さんにとって非常にありがたく思われている制度だとすれば、またこういう議会の席で議員からご指摘があったとすれば、それは社会福祉協議会に伝えまして、十分対応するように申し伝えておきます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） 37ページ、ここに成年後見制度というのがあります。30万円ほど補助金あります。これは、特に最近高齢者社会で、最もこの後見制度がこれから我々に、非常に核家族という問題も控えています。この制度の現状をまず把握したいということで、今どのように利用されているのか、それをまずお聞きしたい。

それからもう一つ、44ページ、扶助費ということで、相当の、2,500万円余りがふえているわけです。その傾向、中身、これをお知らせ願いたい。

○委員長（川端一義） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（佐々木 順） まず、成年後見制度ですけども、これは現在のところ、まだ利用者はありません。ただ、申し込みですか、相談は2件ほどあります。これは、知的障害者、自分で財産等を管理する能力のない方です。これは、今の社会福祉の方と相談して、今進めております。

それから、生活保護の扶助費の増ということですけども、生活保護の増というのは、これはむつ市に限ったことではないのですけれども、ただ青森県は昨年10月ですか、連続40カ月有効求人倍率が全国最下位と、しかもハローワークのある市では、むつ下北地区は県内で最下位。ということは、恐らく県内でここは最下位の地区ではないかと私は想像しております。高齢化も大変進んでおります。また、病人もふえております。それから、離婚による母子家庭もふえております。それで、保護を取り巻く社会情勢というのは非常に厳しい状況にあります。この保護費の増というのは、今後これはます

ます恐らくふえていくであろうと思います。

それと、団塊の世代、いろいろリストラ等に遭って、非常に再就職も難しいと、そしてそのうち病気にもなると、そういう方たちがうちの方にも相談にかなり見えております。相談の件数もかなりふえておりますので、これは社会現象でふえていくのは仕方がないことかなと思っています。

以上です。

○委員長（川端一義） 堺孝悦委員。

○委員（堺 孝悦） このむつ市、あるいは下北が経済的に日本津々浦々見ても非常に厳しい、さらにその厳しい中のまた厳しさがこういう状況にあらわれているというのは、いわゆる後見制度も、それから扶助も社会のセーフティーネットなわけです、簡単に申し上げれば。私が前に担当課から聞いたところでは、やはりひとり暮らしで、もはや貯金を使い果たした、貯金ないのだと、それから仕事につきたくても高齢と、例えば家族の一人が重度でうちに寝たきりであると、仕事につけないのだと。そういうことで、ドミノ倒しに健常者も引きずられている状態です。非常にこれから我が大畑地区に限らず、各地方も過疎化とともにこれは大変な社会現象になりつつあるというのは担当課はもう十分認識しているわけです。そこで、ぼけてしまってから、あるいは弱ってから早急にどうするかと（なると）、これは大変な問題なのです。やはりある程度社会に健常者として参加しているうちに我々は予防しなければならぬ。その点では成年後見制度というのは非常にこれから重要なセーフティーネットになってくるわけです。ぜひこの制度を、少ししかないようですけれども、この制度は絶対に我々にとっても必要だということで認識を深め、そして広報活動を通じて、ぜひ利用者に利用してもらいたいと。そういうことで、今後の活動をお願いする。

以上です。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。

○委員（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず、37ページの社会福祉総務費の中だと思うのですが、ちょっと数字が見当たらないので、多分ここだと思うのです。むつ市民生委員児童委員連絡協議会補助金というのは、ちょっと見当たる数字がなくてここだとは思うのですけれども、昨年度が371万円から平成18年度が719万8,000円とふえておりますので、ふえているわけをお聞かせ願いたいということです。

同じ目でありますが、むつ市保健福祉計画策定委託料というのがありまして、この計画の素案の段階でこういうものは議員の意見とかというのは取り入れてもらえるような計画なのかどうか、あと最終的な目的はどういうとこ

ろに置こうとしている計画なのか、これをお聞かせ願いたいということです。

次ですが、39ページの老人福祉総務費のところだと思うのですが、これは平成18年度は削除になった事業です。平成17年度は家族介護者ヘルパー受講者支援事業助成金、これ75万円であります。平成18年度は削除されたということで、このわけをお聞かせ願いたいと。

最後であります。堺孝悦委員も触れておりましたけれども、44ページの扶助費、2,518万6,000円ふえているということで、平成16年度の決算では主要施策の実績報告書というので、生活保護が何人いるかというのは、あれ見ただけではちょっと私もわからないのですが、五千何十人にそういう扶助事業を行ったとかというふうな表現で、実際何人いるのかわからないのですが、平成18年度は大体何人ふえるということで想定した予算になっているのか。今の小泉内閣で、格差社会を是認するような形の社会づくりに日本が進んでおりますので、むつ市はどのような形で予想をしているのかというのを聞かせください。

以上です。

○委員長（川端一義） 児童家庭課長。

○保健福祉部副理事・児童家庭課長（岩館信隆） まず、民生委員の関係についてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、予算書の中に説明欄に名称が出てきませんが、社会福祉総務費でございます。合併によりまして、四つの市町村合わせまして、民生委員全部で169名でございます。平成17年度予算におきましては、民生委員・児童委員、個々人に渡る活動費と、それから民生委員協議会に、いわゆる会にお渡しするお金と二つに分けて支出しておりました。ところが、四つの旧自治体の民生委員協議会、それぞれお金の使い道についての対応が違いまして、実は平成18年度から統一したところでございます。その統一に伴いまして、一見補助金が減ったように見えているけれども、民生委員協議会の方に行く分はふえているとか、そういうふうな形で基本的な考え方は変わってございません。平成18年度、民生委員・児童委員、個々人につきましては5万3,200円、これは年額です。これに対する169人分、899万円余りかかってございます。それから、六つの民生委員協議会につきましては、委員の人数であるとか、そういうふうな関係で多少高い、低いがあるわけですが、719万8,000円、合わせて1,618万9,000円、こういう内容でございます。

それから、保健福祉計画の策定委託でございますが、社会福祉法の改正に伴いまして、先ほど別な委員への答弁の中でお答え申し上げましたが、今後は地域福祉という考え方が重要になりますよという、それを社会福祉協議会

に担っていただきたいと思っているというふうなことを申し述べましたが、社会福祉法の改正で、地域福祉という概念が新しく盛り込まれたところです。これは、従来の高齢者福祉とか、児童福祉とか、そういうふうな考え方を一まとめにしまして、福祉にたけたコミュニティーづくり、これを進めようという考え方でございます。それでもって地域福祉計画の策定が自治体に義務づけられたところでございます。むつ市におきましては、それに保健という考え方もつけ加えまして、保健地域福祉計画というふうなことを平成18年度において策定しようというふうに考えているところでございます。

策定の手順と議員に素案の段階にお示しして意見を聞くとか、当然必要になるかと思えます。ただ、まだ具体的な手順等は検討してございません。これからただちに、どういうふうな手順を組んで実り多いものにするかは早急に詰めてまいりたいと思っております。

○委員長（川端一義） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（上野昭夫） 横垣委員のご質疑にお答えいたします。

さっき聞き取れなかったのですが、家族介護ヘルパーの受講料の件でございましょうか、ちょっと確認したかったのですが。これは、本年度は一応75万円というのは予算を計上しておりましたけれども、これはいわゆる高齢者を介護している、また家族ヘルパーの資格を取得した場合に、受講料の一部として3万円ほどの上限でございますが、助成しておりました。今年度の、12月末現在でございますけれども、申し込みが10人ほどございまして、終了したのが7人というようなことで、この支援事業も年々申込者数が少のうございまして、それで平成18年度につきましては一応予算を計上していなかったと、そういうようなことでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思えます。

○委員長（川端一義） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（佐々木 順） 生活保護については、最近は大変ふえております。それで人数ですけれども、2月末現在、976世帯の1,359人となっております。保護率ですけれども、20パーミルを超えております。これは、県内の10市の中で、青森市に次ぐ高い保護率となっております。

以上です。

○委員長（川端一義） 横垣委員。

○委員（横垣成年） 最後の生活保護、この平成18年度、大体何人くらいふえると予想した予算となっているかということ再度お聞きしたいと思うのですが。

○委員長（川端一義） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事・生活福祉課長（佐々木 順） 保護者の数の想定ですけれども、うちの方では1,000世帯を想定しております。それで、大変最近ふえる割合も多いのですけれども、また高齢者の受給者が多いものですから、死亡なんかで減る方もあります。それで、1,000世帯で見えております。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） これで第3款民生費についての質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 4時06分 再開

○委員長（川端一義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第4款衛生費について、理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） それでは、第4款の衛生費、保健福祉部で所管します目につきましてご説明申し上げます。予算書の45ページからとなります。私どもの保健福祉部で所管する目は、三つの目になりますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費でございます。予算額8億9,625万3,000円でございます。これは、一般職員の給与費、乳幼児等の各種検診及び乳幼児医療費給付事業、さらには国民健康保険特別会計繰出金、下北医療センター負担金、そして川内地区にあります健康管理センターの管理運営にかかわる経費と保健衛生一般の事務に要する経費でございます。主なものでは、子育て支援事業の一環となる赤ちゃん向け絵本やガイドブック等を配布するブックスタート事業や心臓疾患による突然死を防止するための除細動器、AEDです、これを14台購入のための経費等を計上してございます。

次に、2目老人保健費でございます。予算額7,992万円でございます。これは、老人保健法に基づく成人の各種健康診査等に要する経費でございます。主なものでは、13節の委託料の総合健診等にかかわる経費でございます。

次は46ページ、4目予防費でございます。予算額が5,096万円でございます。これは、乳幼児、学童及び高齢者等にかかわる予防接種等に要する経費でございます。その主なものでは、13節の委託料でございます。インフルエンザや三種混合を初めとする予防接種の委託料でございます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） それでは、民生部が所管いたします第4款衛生費は、6科目ございます。

まず、46ページをごらんいただきたいと思います。3目老人医療給付費についてご説明を申し上げます。この科目は、老人医療受給者、年間平均7,720人と見込みまして、疾病、傷病等にかかる医療費以外の経費でありまして、レセプト点検専門員報酬、老人医療事務にかかわります一般消耗品等に要する経費と、老人保健特別会計への繰出金であります。対前年度比較では2,800万2,000円、8.2%の増となっております。この増となりました理由は、老人保健特別会計繰出金が前年度比2,888万2,000円、8.9%増となったことによるものであります。この繰出金につきましては、平成14年の法改正によりまして、老人保健特別会計の費用を負担しております支払基金の負担分と公費負担分、つまり国、県、市の負担分を公費負担分と申しますけれども、これらの割合を段階的に改めまして、最終的には平成18年10月から50%、50%、半々の負担割合とするということでありまして、現在市の負担割合は600分の46ということで規定されておりまして、約7.7%ですが、これが今年、平成18年10月からは12分の1、約8.3%の負担割合となることから、老人保健特別会計への繰出金が3億5,392万円で、前年度に比べまして2,888万2,000円の増となったことによるものでございます。

続きまして、同じく46ページの5目環境衛生費についてご説明を申し上げます。これは、害虫駆除、特にスズメバチの駆除であります。また、犬の登録、狂犬病予防注射等に要する経費であります。前年度と比べまして25万6,000円、5.0%の減となっております。この減となりました主な理由は、簡易水道事業特別会計繰出金が対前年度比較で220万9,000円減となったことによるものであります。

次に、同じく46ページから47ページの6目斎場管理費についてご説明を申し上げます。この科目は、むつ市斎場、川内斎場、大畑斎場及び脇野沢斎場の4施設の維持管理費及び人件費、燃料など、火葬業務に要する経費であります。対前年度比で331万4,000円、12.0%の増となっております。この増の主な理由は、火葬業務委託料の増によるものであります。川内斎場、大畑斎場、脇野沢斎場につきまして、それぞれ要員配置をふやしたということでございます。

次に、47ページの7目墓地公園管理費についてご説明申し上げます。この科目は、むつ市墓地公園施設の維持管理及び墓地区画増設工事などに要する経費であります。対前年度比で863万1,000円の大幅な増となっております。このふえた理由は、一般墓地区画増設工事を予定していることによるもので

あります。一般墓地区画増設予定数は、4平方メートル墓地を84区画、6平方メートル墓地を30区画、12平方メートル墓地を14区画、合わせまして128区画を増設する予定であります。この増設によりまして、設置区画数は1,661区画となりまして、計画総区画数が3,000区画でありますので、全体の55.4%の増設区画工事となります。

なお、平成18年3月1日現在の一般墓地の残数、残りは4平方メートルが5区画、6平方メートルが7区画、12平方メートルが3区画で一般墓地は15区画の残となっております。また、芝墓地の残数は4平方メートルが29区画、6平方メートルが51区画、合計80区画となっております。

次に、同じく47ページの1目清掃総務費についてご説明を申し上げます。この科目は、一般職員6人分の人件費とむつ地区4カ所及び大畑地区5カ所の公衆便所の維持管理などに要する経費であります。対前年比で54.7%の減となっております。5,650万円、この減となった理由は、人件費の減によるものであります。

続きまして、48ページ、2目じん芥処理費についてご説明を申し上げます。この科目は、市内から排出されますごみ、一般廃棄物であります。この収集運搬業務、焼却処理、最終処分場管理及びごみ減量化対策業務などに要する経費であります。前年度と比較いたしまして、4億6,077万7,000円、31.6%の増となっております。この増となりました理由は、下北地域広域行政事務組合負担金が4億4,257万2,000円増となったことによるものであります。

以上が概要であります。

○委員長（川端一義） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 建設部で所管しております8目環境整備費について説明させていただきます。47ページをお願いいたします。この目は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的といたしまして、浄化槽を設置する者に対し、補助するものでございます。平成18年度は、282基を予定しております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。斉藤委員。

○委員（斉藤孝昭） 1点だけお尋ねさせていただきます。

46ページの環境衛生費、先ほど部長の話ですと、害虫駆除事業費、主にスズメバチの駆除と言われましたけれども、具体的にどんなことをしているのかお知らせ願いたいと思います。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） スズメバチの駆除につきましては、原則的には防護服を市民の方々に貸し出しをいたしております、それぞれの所有権の及ぶ土地とか建物に生じたスズメバチについては、それぞれが駆除してくださいということをお願いをしております。そういうことで、スズメバチの防護服等の貸し出しに要する経費と、それからさらにはスズメバチを除去できない老人世帯とか、そういうところのものをシルバー人材センターの方に委託しまして除去するというような対策をとっております。

以上であります。

○委員長（川端一義） 齊藤委員。

○委員（齊藤孝昭） 防護服を貸し出しするということは、あるものを貸しているの、経費はゼロだと思いますけれども、それでよろしいですね。ゼロだと思います、私は。それで、かかるのは老人世帯、無理して頑張っても取れない、スズメバチの巣を取れない人のところにはシルバー人材センターに委託するので、委託費として42万7,000円かかりますということによろしいですか。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） どうも舌足らずで申しわけありませんでした。防護服につきましては、かなり熱くなって、汗をかいておりますので、市民の方が多数使われるということで、クリーニングをするということで、そのクリーニング代がかかるということで経費を見込んでおります。それは、むつ地区が4着ございますし、川内、大畑、脇野沢地区それぞれ2着のクリーニングに要する経費を見込んでおります。

以上であります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。澤藤委員。

○委員（澤藤一雄） 48ページのじん芥処理費でございますが、私前に一般質問でお伺いしたことがございますが、旧市町村の間で資源ごみの回収の方法が違っていると、そのときのいろいろな答弁の中で、審議会に諮りながら、今後旧町村間の平準化を図っていくのだというような答弁がありました。平成18年度にどの段階で、いつその平準化が完了するのか、現在どういう状況なのかお尋ねいたします。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答え申し上げます。

合併協定書に基づきまして、まずごみの収集体制につきましては、3地区それぞれの方法、手法をとっております。長い歴史もありますし、行政手法として非常な違いがあります。それは、直接市民に影響する部分が多いわけ

でありまして、収集の回数とか収集方法も違います。そういうことから、合併協定書におきましては、収集体制とか収集方式、収集頻度等については、合併後3年以内を目途に調整するというようになっております。それで、現在まず手始めと申しますか、廃棄物減量等推進審議会の体制を整えております。これも合併協定書に基づきまして、この収集等につきましても廃棄物減量等推進審議会に諮って決めなさいということになっております。その体制をとってありまして、15人以内の定数を21人として、その増員を図っております。そして、4地区のそれぞれの違いにつきまして、今審議会に状況をご説明申し上げて、その違いについてまず認識していただくというような形をとっております。まだどういう形で収集体制を整えていくかというところまでの議論には至っていないというのが現状であります。

以上であります。

○委員長（川端一義） 澤藤委員。

○委員（澤藤一雄） 審議会にその説明、過去のその状況を説明するのはわかるのです。ただ、審議会に、では行政側、事務局側としてどういう答申案と申しますか、そういうものを示しているのか示していないのか。ということは、旧むつ方式に進んでいくのか、あるいは個人の責任で料金を負担して処理するという方向に進むのか、その方向が果たして行政側が全く示さない状態で審議会にかけるというようなことなのか。ややもすれば、一般的に審議会が往々にして行政の追認機関と言われる節もあるわけですがけれども、全く行政側が答申案を示さないで審議会にかけるのか、そのあたりのことをご答弁願います。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えいたします。

現在私たち事務段階で旧4市町村のよりよい成案をまだ得ておりません。非常に難しい状況にあります。といいますのは、収集業務につきましては、これは一般の契約事務とは異なりまして、公の契約になりますので、ちょっとそれぞれの旧市町村がとってきた手法が微妙に違っております。業者によっても随分違いますし、積算はできるだけ合わせてまいっておりますけれども、やはり手法に違いがあります。今のところは、まだ事務屋の段階での成案を得ておりません。非常に難しい状況です。ただし、もう澤藤委員もご承知だと思いますけれども、この廃棄物等につきましては、PPPの原則に従ってやるということでもありますから、汚染者負担原則ということでもありますので、この原則に従えば、当然ごみの有料化ということにつながってくるわけですから、それぞれの汚染者、排出する市民の方々が負担していただくこと

いう形になるかと思えます。これが今の原則であります。

ただし、資源ごみにつきましては、やはり見直しを迫られておまして、資源ごみにつきましては、むつ地区を除く3地区は、それぞれ袋を買って入れて出していただくと。それもむつ地区の回収体制と違まして、かなり頻度も高いと。むつ地区の場合は1カ月に1回ということで、地域住民の方が自ら勤労奉仕するというような形で進められております。それに対します奨励金が出されているわけですがけれども、その奨励金も多いたとこ、少ないところあります。その廃棄物の排出量によって違うということです。いずれにいたしましても、原則とすると、金銭で負担していただくか、労力で提供していただくかということですけれども、汚染者負担の原則、PPPは基本になっていくということでもありますので、ご理解を願いたいと思えます。

○委員長（川端一義） 澤藤委員。

○委員（澤藤一雄） 要するにごみを排出する者がその料金を負担して出していると、分別をして出しているというのは一つの方法ですよね。そして、片や労力を提供してとおっしゃいますけれども、市費を投じて分別、搬出というようなことをされているわけですから、どちらがどうなのかというのは審議会で審議するのでしょうかけれども、いずれにしても早目にこれが全市一つの方法で統一されるようお願いを申し上げまして、終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。松野委員。

○委員（松野裕而） 1点だけお尋ねさせていただきます。

47ページなのですがけれども、8目環境整備費の中の浄化槽の設備に対する補助金なのですがけれども、予算は3,500万円余とっております。昨年度も予算とってあったと思うのですがけれども、実績はどのくらいあるのか、ちょっとお聞かせ願います。

○委員長（川端一義） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 昨年度の実績というようなことでございます。各地区ごとでよろしゅうございますか。では、各地区ごとということ。ただし、2月の中旬の段階ということでお話ししたいと思います。

むつ地区が194基、川内地区7基、大畑地区12基、脇野沢地区はございませんでした。計213基となっております。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 松野委員。

○委員（松野裕而） 今、建設部長に答えてもらって、大変件数が多いのに正直言って驚いております。むつ地区では194件とかなり使っているようでありまして、これ平均すると1基当たり12万円ちょっとの補助金になるのでし

ようか。浄化槽設置に対する補助金ですよね。それ1基当たり、単純に私割ったのですけれども、割ったら大体12万4,000円強の予算になると思うのです。平成18年度の予算の分です。これでいくと282基の分という形で、これで足りるのかどうか、もしくは市民の要望がそれに足りているのかどうか、ちょっと聞きたいと思います。

○委員長（川端一義） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 予算はきちんと足りるように計上してございます。この浄化槽は、3段階ございます。5人槽、7人槽、10人槽と、この3段階でそれぞれ補助金額を段階をつけてやっているというようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） きのうの産業経済常任委員会でもお聞きしたのですけれども、ホタテ貝の方は、これは産業廃棄物なのか、それともただのごみなのか、ちょっとそこを先に聞きたいのですけれども。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えいたします。

一般家庭の方がスーパーから買ってきてホタテ貝を処理して料理して食べた場合には、これは一般廃棄物になりますけれども、業として大量に加工して出たホタテ貝は産業廃棄物になります。産業廃棄物につきましては、県の所管ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（川端一義） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 現在脇野沢地区においてもホタテ生産して、貝殻は出ております。それは、現状、旧脇野沢村では旧脇野沢村のごみ捨て場の方に捨ててあるのです、もとのごみ処理場の山の方にごみ捨て場があるのですけれども。そこに現在ずっともう、ことは事業をやっておりませんが、これからもう始まると思いますけれども、去年、おとしまでは個人の会社が出たものを全部そこへ捨てて、産業廃棄物として捨ててあるのであれば、市の土地に産業廃棄物を捨てているということをもう認めているということになるのですけれども、これはどうなのですか。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 私の方からお答え申し上げます。加工センター、その施設を所管している経済部としてお答えさせていただきます。

確かに今、杉浦守彦委員がおっしゃったとおり、新しい処分場が平成2年にできておりますけれども、それ以前の処分場を用途廃止して、普通財産に

して旧脇野沢村の方で、加工センターの方に貸しているという状況でございます。その貸し出す目的は、ホタテ貝殻の一時仮置き場ということで。

それで、いろいろ経過はご存じだと、十分ご承知のことだと思いますけれども、このセンターは、平成16年4月1日以前にはその加工センターそのものを村の直営でやっていたと。ところが、多額の赤字を出して直営では経営しがたいということで、協同組合をつくられた方のほうに平成16年4月から経営をしていただいたと。それで、今委員のご発言の中に民間会社ということでございましたけれども、合併前まではあの施設は公の施設として位置づけられておりました。そして、公の施設の場合は、あくまでも公共的団体にしか管理委託をできないと。だから、全く民間の会社ではないと私どもは解釈をいたしております。今現在もそのように解釈しております。合併に伴いまして、公の施設から行政財産にして現在も加工センターわきのさわに管理をお願いしている状況でございます。今までその処分場にあったホタテの貝殻は、県営の事業でありました寄浪とか蛸田漁港の埋め立て材にも使用されておりますし、旧川内町で県で実施されましたホタテの養殖の産卵場所、そういったものにも有効活用されておりましたし、旧村でやられた工事の暗渠材にも有効活用されている状況でございます。先ほど申しました普通財産の無償貸付につきましては、平成16年4月20日から平成19年3月31日まで契約が有効に今現在存在しているということでございます。

○委員長（川端一義） 杉浦守彦委員。

○委員（杉浦守彦） 見解の相違かもわかりませんが、行政から委託する場合は、もうあくまでも民間なのだと、一切もう行政ではかわりありませんよという状況の中において民間委託したと記憶しておるのです。しかし、田子町でもそうでしょうけれども、産業廃棄物と認めている以上は、もう捨てられないはずなのですよね。片づけなければならないだろうと私は思うのです。今までの行政の（場合）は自分たちが、行政で責任とればいいのですけれども、民間の会社が捨てているのですから、最後はそれらのものの公害が出た場合はどこが責任をとるかということになります。そういう状況の中において、産業廃棄物を今年度も、またずっと捨てていいものか、産業廃棄物として認識しているのに対して捨てるということは、これ違法ではないですか。自分の土地にならまだしも、市の土地に……自分の土地でも、これは違法だということになるのですけれども、今騒がれている産業廃棄物を捨てるということは、それはちょっとおかしいのですけれども、そこら辺のところはどうですか。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） 杉浦守彦委員のおっしゃる趣旨もわからないわけではございませんけれども、今加工センターそのものを規則で、行政財産で公共的団体に貸し出すことができる、あくまでも行政財産は民間には貸せませんので、企業組合、脇野沢村については公共的団体と私どもは位置づけております。

それから、直営に移行した際にいろいろ難しい問題が、直営から民間に移行した際にさまざまな問題があったようでございます。それで、当時村長ほかいろいろご苦労されたようでございますけれども、村の水産振興、あるいはあそこの加工センターはホタテのうろ作業も含めて五十数名の方が雇用されているわけでございまして、そういう雇用の場の確保ということで村でも十分にそういった配慮をしたものと認識しております。あくまでも仮置き場でございます。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。柴田委員。

○委員（柴田峯生） 私から2点お伺いしたいのですが、合併浄化槽の補助金の関係ですが、実は行政改革の実施計画プランによりますと、補助金等の整理合理化を検討しておりまして、平成18年度には検討を、平成19年度から実施ということで、その内容を見ますと、既存のものに対しては増額して予算をつけて、新築については廃止をしたいという構想なようなのです。この構想が実施されますと、まず第一に新築するならことしじゅうにやりなさいというような意図が見え隠れするようですが、その辺が一つです。

それから、下水道事業計画の認可外の地域ということで、しかも下水道の事業が7年以上整備が見込まれない地域の一般住宅に対して行うのだということになっているのですが、7年以上整備が見込まれない地域とは、現在むつ市でどこの箇所があるのですか、それをお知らせ願いたいと思います。

それから、もう一つは、これはお知恵を拝借したいのですが、実は猫なのですが、これ野良猫と解していいのか、あるいは家畜、家庭の中に飼われている猫、飼い猫と解していいのかわかりませんが、非常に方々に出回っておりまして、他人の車に乗っかってつめで傷をつけるとか、よそのうちの門前へ来て物を拝借するとか、うちの方では猿以上に猫が出回ってきているのです。よく私わかりませんので、その辺課長の方でわかっているらば、どういう処理がよいのか、まずお知恵を拝借したいと思います。

それと、その猫を追い払うために「猫イラズ」をまいたらどうかという住民の方もいらっしゃるのです。万一猫が死亡したときにはどう、そういう「猫イラズ」によって猫が死亡したということで、飼い猫だったということになった場合に、県に条例があるのです、何とかという条例が。あるいは

法律もあるようなのですが、どういう処罰がその方に及んでくるのか、それを環境衛生上の立場からひとつわかっている範囲でお知らせ願いたいと思います。

それから、最近カモメによる損害が非常に多くなりまして、たまたま旧脇野沢村の場合はカモメが旧村の鳥としてあがめられてきたのです。むつ市になってから、それが解けてしまったのですが、どうもカモメのふん害というのがあって、近隣の騒動のもとになっているようなのです。その辺もちょっとカモメを殺した場合に罪が及ぶのかどうか、その辺もわかっている範囲でお答え願えればと思います。

以上です。

○委員長（川端一義） 助役。

○助役（田頭 肇） 行政改革の本部長を務めているかわり、今の合併浄化槽でございますが、皆様に先般お渡し、配布いたしました行政改革の大綱、実施計画、それから集中改革プランにのせてございます。これから内容を詰めていく過程でございます。今、新年度の予算ですが、平成19年度廃止を予定しているということは、改革プランでそのとおり予定しております。これは、合併浄化槽が新築の場合は義務づけられておりますので、そういう点では補助金を出すまでもないのではないかなというような考え方に立っております。既存の改修等については従来どおり補助金を出していこうと、一応こういう前提でおりますが、廃止に向けては、これから検討を加えてまいります。そのことだけお伝えしておきます。

○委員長（川端一義） 下水道課長。

○建設部下水道課長（鈴木克郎） 下水道の認可区域についてご説明申し上げます。

認可区域と申しますのは、下水道の整備というのは、例えばむつ市であれば全体計画1,744ヘクタールというかなり広い区域がございますけれども、そのうち今むつ市は99ヘクタールに関しまして認可区域ということで、県の承認をもらって整備を行っております。この認可区域として位置づけなければ県の補助金をもらえませんし、また供用開始した場合、下水道法の適合もできません。それからいきますと、むつ処理区であれば、1,744ヘクタールのうちの99ヘクタールが認可区域でございます。川内処理区でいきますと、126ヘクタールのうちの95.5ヘクタールが認可区域となっております。また、大畑地区でいきますと、346ヘクタールのうちの181ヘクタール、脇野沢処理区は38ヘクタールすべてが認可区域でございますので、例えば大畑、川内、脇野沢地区であれば中心地域がほぼその認可区域に入ることでございます。

ます。

以上でございます。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 猫とカモメ対策ということで、環境問題ということでありまして、所管するところが多分民生部になるのかなということでもあります。そういうことで、私どものところでは、この猫対策、カモメ対策については詳細把握している段階にはございません。ただ、猫とか犬の死骸等につきましても、一般廃棄物になりますので、私どもの方でそれは処理しております。死んでしまえば一般廃棄物になりますので、処理しております。ただ、猫の対策につきましても、薬物使用とかということになりますと、これはやはりいろんな問題が出てまいりますので、県の保険所の所管になるのではないかなと思います。

また、カモメの問題につきましても、非常にふんが落ちてきて大変だということは伺っておりました。ただ、これにつきましても、柴田委員おっしゃられましたとおり、昔の脇野沢村の村の鳥ということでありまして、保護しているということもありましたし、やはり自然保護の観点からも、このカモメが有害鳥獣に当たるかどうかということも問題になってくると思います。こういうのも自然保護の観点から、県の方でどのような対応をしているか、私どもの方ではちょっと今把握しておりませんので、必要であれば調べてみたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

以上であります。

○委員長（川端一義） 柴田委員。

○委員（柴田峯生） そうしますと、合併浄化槽につきましても、中心市街地以外の、例えば脇野沢地域であれば滝山、源藤城地域とか、小沢地域が希望があれば対象になるという範囲に含まれる、そう理解してよろしいですね。

それから、今の民生部長のお話で理解しました。どうかこれからそういった問題が話題になってくる、もう既に脇野沢地区の一部ではそういう話題になっておりますので、よろしくひとつ県の方を照会して、ご回答いただきたいと、こう思います。

終わります。

○委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。杉浦洋委員。

○委員（杉浦 洋） 私は先ほどの産廃の問題で、水産業の方に絡めてお尋ねしようかと思ったのですが、この場所でも出ましたので、二、三ちょっと確かめておきたいのですが、民生部長が今、業者が出すのは産業廃棄物だと、公共的団体が出すのは産業廃棄物ではないのかと、そういうのが

1点。それと、確かに合併以前からの問題を引きずっておりますので、今現在やっている方が民間なのか、公共的団体なのかという議論は、これはもうしてもしようがない。公共的団体だとしてもいいのです、はっきり申し上げて。ただ、今経済部長がおっしゃったように、これからも一応一時保管させるということですよね。ですから、それもやるなどとは言いません。それなりの地元雇用もしているわけですから、その方も、公共的団体も。ですから、その面で一時保管させることも、それはそういう便利を与えることも市としても一つ手段だろうと思うのです。ただ、問題はその責任を、管理の責任をだれが持つのか。そこら辺のところ明確にして、一時保管させるにしても、周りの環境に配慮した、例えば塀垣をつくるとか、そういう形において一時保管をさせるというような方策もとるべきではないかのかなと、私なりにはそのように思うのです。そして今、経済部長がおっしゃったように、海中に投与したと、漁場環境改良のために。でも、あれはやったけれども、2回、3回は行われていないのですよね。川内地区のどこかに確かに投げたのです。ですから、その効果がどのようにあらわれて、今後それが事業化されていくのか、そこら辺がはっきりしなければ、半永久的な一時保管という考え方がされてしまうのです。だから、そういう計画が、例えば何年後かにはもう実施されるのだと。確かにホタテの貝殻は、粉末にして舗装材にした場合、水はけがよいということで、そういうふうに認められています。だけれども、コストが非常に高い。それで一般化されていないというようなこともありますし、私が今、民生部長にお尋ねした、例えば公共的団体が捨てるのは産業廃棄物にはならないのか、それと例えば一時保管させるにしても、責任を明確にするということの考え方はないのかということを経済部長の方にお尋ねしておきます。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えいたします。

公共的団体であっても事業活動によって生ずるホタテ貝は、産業廃棄物となります。公共団体がやれば、例えば廃油なんかは産廃でないかというのと、やはり産廃に変わりはございません。そういう理屈になります。

○委員長（川端一義） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

今、民生部長が答弁したのがすべてでございますけれども、あくまでも公共的団体の事業活動によって生じた貝殻を今一時仮置き場としてしていると。それで、昨年合併する際に契約書、それから契約書に付随した覚書について、企業組合の理事長と相談させていただきました。それで、当初平成16年に直

嘗から管理委託ということになった際に、ホタテの貝殻についてはきのうも議論いただきましたけれども、瀬野漁港の埋め立て材に使うということで覚書が交わされております。それにつきまして、昨年 of 合併した後の予算委員会で、その議案が常任委員会に付託された際にさまざまな議員からいろんな角度からご意見もいただきましたことも含めまして、私ども経済部の方でさまざまな面を考慮しまして、その結果、埋め立て材には使わないという結論にしました。それをもって一応理事長の方に話し合いを設けて、相当数の量が入ることを見込んでいたのしょうけれども、ただ4月、5月、半成員が入る際に多量の貝殻が生じます。このまま放置しておきますと、当然処分場、たしか2,000平米あると思いますけれども、それも早晩いっぱいになることも予想されます。そういうことも含めまして、その処理につきましては、加工センターで独自の努力をしてくださということのお願いをし、確約はしてございます。だから、あくまでも今現在は仮置き場であるということをご了承いただきたいと思ひます。

- 委員長（川端一義） 仮置き場の責任の所在ということだと。民生部長。
- 民生部長（高橋 勉） 一時仮置きしていた場合のその責任はだれにあるかということでありませうけれども、あくまでもその物を排出した事業者にあるということになります。その方が仮置き場から適正な処分場に搬出することになります。
- 委員長（川端一義） 杉浦洋委員。
- 委員（杉浦 洋） どんな加工業者でも、このホタテの貝殻処分に対して非常に経営を圧迫している状況ですから、一時仮置きということに置かせることに対しては今どうのこうの言うのも余り酷なもので。ただ本当にきちんとした形でその責任所在というものははっきりしてもらいたいと。ただ、一般的にはそういう約束のもとでやっても、夜逃げしていなくなるとか、そしてその負担が常に行政に来ているというのがよく見られておりますので、そこら辺は重々気をつけながら監視してもらいたいということに要望しておきます。

以上で終わります。

- 委員長（川端一義） ほかに質疑ありませんか。横垣委員。
- 委員（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

齊藤委員も触れたのでありますが、46ページの害虫駆除の事業費でありまして、平成17年度は212万8,000円、そして平成18年度は42万7,000円ということになります。聞くところによりますと、合併してからスズメバチの駆除が有料になったという話を聞きまして、私もその苦情を聞いて初めてわかっ

たのですが、合併する前はたしか市に電話すると無料でやってくれていたということで、多分その絡みでもこういう形になったのかなというふうに思うのですが、そのわけをお聞かせ願いたい。

もう一点が48ページの下北地域広域行政事務組合の負担金が4億4,000万円ふえたということでありますが、これは中身を見ますと、清掃債元利償還金が平成17年度は4,600万円から平成18年度が3億3,000万円と、いろいろ変化ありますが、あと大きいところを見ますと、し尿処理費が平成17年度が1億6,000万円なのが平成18年度が2億5,000万円、この内訳をお知らせ願いたい。というのは、アックス・グリーンの償還金は3年据え置きで返していくということで、それが始まったのかどうか。また、この4億4,000万円の負担金は、平成18年度からずっと今後も続く負担金なのかどうかという点も含めてご答弁をお願いします。

○委員長（川端一義） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） お答えを申し上げます。

まず、スズメバチの駆除についてでありますけれども、合併以前も現在と同様の対応であります。駆除の防護服は貸し出すと、それから特に独居老人とかそういう老人対策につきましては、市の職員が行って駆除したり、それからシルバー人材センターに委託して行うということでありまして、ただし、私有地、自分の財産についているスズメバチについては、財産の保全という観点からそれぞれがやっていただきたいと。防護服を借りてもいいし、また駆除業者がございますので、そちらでやられる方もございます。駆除業者に依頼する場合には有料になっているということでありまして、そういうことで有料になった、なったと言われているのかもしれませんが。

それから、下北地域広域行政事務組合負担金の増でありますけれども、横垣委員がおっしゃいますように、じん芥処理費の公債費がふえたのは、これはアックス・グリーンの建設事業にかかります起債償還の元金償還分が加わったことによりまして、2億9,012万2,000円ふえております。それから、これにつきましては償還表がありまして、横垣委員がおっしゃますとおり、3年据え置きの15年償還ということになります。それは、償還表に従って負担金としてむつ市の方に請求がなされるということでありまして。

それから、し尿処理費の方でふえましたのは、ご存じのとおり新汚泥再生処理センターの建設が進んでおりまして、平成18年10月から試運転といたしますか、運転熟知期間が始まりますので、それらの経費が平成18年度は加わってまいりまして、8,897万9,000円増ということになっております。これらを合わせまして、下北地域広域行政事務組合負担金が4億4,257万2,000円ふえ

ているという状況であります。

起債の償還については、し尿処理施設の新汚泥再生処理センターの今度起債分が後年度加わってまいりますので、負担金についてはその年度年度でふえてまいる要素があります。

以上です。

○委員長（川端一義） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（川端一義） お諮りいたします。

本日の審査は、この程度にとどめ、次回3月9日に審査を続行いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（川端一義） ご異議なしと認め、本日の審査はこれで終わります。

（午後 5時07分 散会）